社会技術研究開発事業

科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム

2022 年度（令和 4 年度）　公募要領

公募期間

4 月 5 日（火）～5 月 9 日（月）12：00

国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

社会技術研究開発センター

2022（令和 4）年 4 月

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案公募の概要

この「募集要項」にて提案を募集する研究開発プログラムは、**「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」**です。他の領域・プログラムとは内容・日程等が異なりますので、ご注意ください。

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

応募は e-Rad（府省共通研究開発管理システム）を通じて行っていただきます（「4.6　応募方法」参照）。紙媒体（郵送、宅配便及び持ち込み）及び電子メールによる応募受け付けはできません。募集期限間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって応募を完了してください。また、募集期限時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集期限までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象としません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れなどを指します。なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正または提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	4 月 5 日（火）
募集説明会	4 月 12 日（火）オンライン開催
（一次）提案書受付期限（※）	5 月 9 日（月）12：00
（一次）書類選考の結果通知	6 月中旬
（二次）提案書受付期限	7 月上旬
（二次）書類選考の結果通知	8 月上旬
面接選考会	8 月 20 日（土）（予定）
面談（採択条件の説明）	9 月 5 日（月）（予定）
選考結果の通知・発表	10 月上旬（予定）
研究開発の開始	10 月上旬（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

社会技術研究開発事業 2022 年度 提案公募一覧

社会技術研究開発センターでは、2022 年度、以下の研究開発プログラムの提案募集を行う予定です。内容が変更になる可能性がありますので、各プログラムの公募要領・提案書様式や各種日程は、必ず以下の事業ウェブページにて最新情報をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2022.html

プログラム	科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム	科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム	SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（SOLVE for SDGs）	
			シナリオ創出/ソリューション創出フェーズ	社会的孤立枠
キーワード	エビデンスに基づく政策形成（EBPM）	新興科学技術の ELSI 対応	技術シーズ活用による地域の社会課題解決	社会的孤立・孤独の予防
公募期間	4 月 5 日（火）～5 月 9 日（月）正午	4 月 5 日（火）～6 月 8 日（水）正午		
研究開始		2022 年 10 月（予定）		
プログラム目標・概要	客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与するため、新たな政策実装が社会にもたらす便益、効果の可視化や、政策実装に必要な専門家会議のあり方など、政策形成に必要な方法論を創出	新興科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への対応と責任ある研究・イノベーションの営みの普及・定着を目指し研究・技術開発の初期段階から包括的に ELSI に取り組む、実践的協業モデルを開発	SDGs 達成への貢献に向けた社会課題の解決 地域が抱える具体的な社会課題に対して、研究代表者と地域で実際の課題解決にあたる協働実施者が共同で、既存の技術シーズの活用による即効性のある解決策を創出	様々な社会構造の変化を踏まえ、社会的孤立・孤独のメカニズム解明、孤立・孤独リスク評価手法（指標等）及び社会的孤立・孤独の予防施策開発と、その PoC（概念実証）までを一体的に推進
研究開発期間 *1 課題あたり	通常枠・共進化枠：原則 3 年	研究開発プロジェクト：1～3 年半 プロジェクト企画調査：6 ヵ月（単年度）	シナリオ創出フェーズ：原則 2 年 ソリューション創出フェーズ：原則 3 年	スモールスタート期間：原則 1 年半 本格研究開発期間(ステージゲート評価通過の場合)：原則 3 年
研究開発費（直接経費） *1 課題あたり	通常枠・共進化枠：1,000 万円/年 程度上限	研究開発プロジェクト：600～1,200 万円/年 程度 プロジェクト企画調査：300 万円/半年 程度	シナリオ創出フェーズ：400～600 万円/年 程度 ソリューション創出フェーズ：1,900 万円/年 程度上限	スモールスタート期間：1,200 万円/年 程度上限 本格研究開発期間(ステージゲート評価通過の場合)1,900 万円/年 程度上限
プログラム総括	山縣 然太朗 山梨大学 大学院総合研究部医学域社会医学講座教授	唐沢 かおり 東京大学 大学院人文社会系研究科教授	関 正雄 放送大学 客員教授／損害保険ジャパン(株)サステナビリティ推進部 シニアアドバイザー	浦 光博 追手門学院大学 教授／広島大学 名誉教授
説明会 4/12(火)	○	○	○	○
説明会 5/10(火)	—	○	○	○
問合せ先（個別/共通）	boshu-stipolicy@jst.go.jp	boshu-elsi@jst.go.jp	boshusolve@jst.go.jp	boshu-koritsu@jst.go.jp
	boshu@jst.go.jp（国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 募集担当）			

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって 7
1.1 社会技術研究開発事業の概要 7
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ 8
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について 8
1.2.2 ダイバーシティの推進について 9
1.2.3 公正な研究活動を目指して 10
第 2 章 募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方 12
2.1 本プログラムの概要と基本的な問題認識 12
2.2 基本的な考え方 15
2.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ 19
2.4 その他・留意点 32
第 3 章 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み 35
3.1 プログラムの目標 35
3.2 今年度に対象とする研究開発 35
3.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ 36
3.4 研究開発期間・規模 37
3.5 提案および研究開発実施に当たっての留意事項 37
3.5.1 研究開発プログラムのマネジメント 37
3.5.2 研究開発の評価 38
3.5.3 その他 38
第 4 章 公募・選考 41
4.1 公募期間・選考スケジュール 41
4.2 研究開発期間 42
4.3 研究開発費（直接経費） 42
4.4 採択予定課題数 42
4.5 応募要件 42
4.5.1 応募の要件等 42
4.5.2 研究倫理教育に関するプログラムについて 43
4.5.3 重複応募について 43

4.5.4 提案者の要件 43
4.5.5 実施機関の要件 44
4.6 応募方法 45
4.7 選考方法 46
4.7.1 選考のプロセス 46
4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施 46
4.8 選考に当たっての主な評価項目 49
4.9 お問い合わせ等 51
第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について 52
5.1 実施計画 52
5.2 実施体制 52
5.3 実施拠点 53
5.4 委託研究契約 53
5.5 研究開発費 54
5.5.1 研究開発費（直接経費） 54
5.5.2 間接経費 55
5.5.3 複数年度契約と繰越制度について 55
5.6 評価 55
5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等 56
5.8 実施機関等の責務等 57
5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合 60
5.10 その他留意事項 61
5.10.1 出産・子育て・介護支援制度 61
5.10.2 JREC-IN Portal のご利用について 61
第 6 章 応募に際しての注意事項 62
6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について 62
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 63
6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 66
6.4 不正使用及び不正受給への対応 67
6.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 69
6.6 関係法令等に違反した場合の措置 69

6.7 繰越について 69
6.8 府省共通経費取扱区分表について 69
6.9 費目間流用について 70
6.10 年度末までの研究開発期間の確保について 70
6.11 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について 71
6.12 研究設備・機器の共用促進について 71
6.13 博士課程学生の処遇の改善について 72
6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について 73
6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について 74
6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について 74
6.17 URA 等のマネジメント人材の確保について 75
6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） 75
6.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について 77
6.20 社会との対話・協働の推進について 78
6.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて 78
6.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について 79
6.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について 80
6.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について 80
6.25 競争的研究費改革について 81
6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について 81
6.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について 83
6.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について 87
6.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて 87
6.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について 88
6.31 研究者情報の researchmap への登録について 88
6.32 JST からの特許出願について 88
第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 89
7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について 89
7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項 89
7.3 e-Rad による応募方法の流れ 90
7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先 90

7.5 具体的な操作方法と注意事項 91
第 8 章 提案公募 Q&A 110
第 9 章 提案書の記載要領 119
第 10 章 参考資料 124

第 1 章　研究提案公募に当たって

1.1 社会技術研究開発事業の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

社会技術研究開発事業（以下、本事業という）は、RISTEX において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、領域・プログラムという）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域・プログラムのマネジメントは、アドバイザーの協力を得て、総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○プログラム総括

国または RISTEX が定めるプログラム目標の達成に資する研究開発プログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発が効率に行われるよう適切かつ柔軟な研究開発プログラムの運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また研究開発プログラムで得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

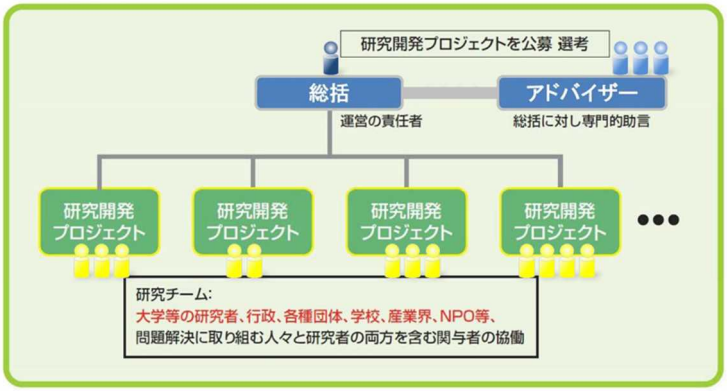

○プログラムアドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。

○研究代表者

研究開発プロジェクトを代表するプロジェクト全体の責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行う。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書**「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」**が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。我が国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構　理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブページをご参照ください。

（和文）https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html

（英文）https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html

1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構　理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1．JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指す我が国にとって極めて重要であると考えます。
2．JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3．JSTは研究不正に厳正に対処します。

４．JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構　理事長

第 2 章　募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方

プログラム総括：山縣　然太朗　山梨大学大学院総合研究部　教授

2.1 本プログラムの概要と基本的な問題認識

（1）SciREX 事業における公募型研究開発プログラム

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」（以下、本プログラムという）は、2011（平成 23）年度に**文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」**（Science for RE-designing Science, Technology and Innovation Policy, 以下、SciREX 事業という）の一環として開始されました。現代社会における様々な問題を解決するためには、科学的知見をもとに課題を制御し、具体的な解決に向けた方策を生み出していくことが不可欠です。本プログラムでは、科学的方法と「客観的根拠（エビデンス）」に基づき、「科学的な発見や発明などによる新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新」、すなわち科学技術イノベーションを促す政策を策定するための体系的な知見を創出することを目的としています。

（2）環境変化と科学技術イノベーション

現代社会は、日本をはじめとする先進諸国にみられる人口減少と少子高齢化、途上国の急激な都市化と人口爆発、エネルギー・水・食料など、資源の安定的な供給、地球環境問題や自然災害、感染症やテロ問題等、複雑かつ多面的な課題に直面しています。また、急激な情報通信技術（ICT）の進展と世界規模のネットワーク化は、われわれの暮らす社会の利便性を大いに高めましたが、その一方でサイバーテロなどのこれまで存在しなかった新たな脅威にどのように対処するのかといった新たな課題をも生み出しています。さらには、未曽有の感染症の流行や大国による軍事侵攻による国際秩序の変容等、これまで前提としてきた社会秩序からは将来を的確に見通すことが困難な不確実性の時代に突入しつつあるといえます。

科学技術イノベーション政策は、こうした現代社会が直面する極めて複雑な課題群に対して、あるいは大規模自然災害や新興感染症の流行に代表される突発的かつ大規模な社会環境の変化に対して、研究開発や技術開発を通じて創出された知見に基づいた新たな価値の創造とその解決策の提示を通じて、社会を望ましい状態へと調節していくための政府の取り組みとして期待されています。

（3）「政策のための科学」の視座

科学技術イノベーションを目的とした研究開発においては、シーズというべき基礎的な知見や技

術の着実な積み上げがなされてきました。一方で、そうした知見や技術に対するニーズを的確にとらえ、開発された成果を活用するためのインセンティブやそれらを媒介・促進するための仕組みといった制度の設計については必ずしも充分な取り組みがなされてきたとは言えません。科学技術をベースとしたイノベーションを着実に実現していくためには、そうした制度的側面に対する理解と設計の重要性を踏まえながら、既に社会に存在する課題、あるいはこれから台頭してくる複雑な現象に多面的な観点から光を当てることで、これまでのような経験と先例に頼った政策形成ではない、総合的な観点からの政策形成に結びつけていくことが不可欠です。

また、政策のあり方と研究成果としての科学的知見との関係を考えるうえでは、それらを架橋するためのより実践的な方策についても留意しなければなりません。客観的根拠としての厳格さを追求するあまり政策実務の実態と大きくかけ離れてしまっては、せっかく創出された重要な科学的知見や客観的根拠であったとしても、政策当局や政策担当者に**受容**されず、具体的な政策の改善につなげることは困難となります。そのため、研究開発の推進に当たっては、実際の政策形成が限られた**資源と時間、不確実性といった様々な制約条件**のもとに営まれているというリアルな政策形成の実態にも目を向けることが必要です。政策当局や担当者の側にどのような問題意識やニーズがあるのかを的確にとらえつつ、現実的な活用可能性を踏まえた形でプロジェクトをマネジメントすることが求められます。

SciREX 事業の第３期（令和３年度～）の開始に併せて、これまでの本プログラムの運営を通じて蓄積されてきた上述のような知見をベースに、さらに「政策のための科学」の深化に向けて取り組みを加速させていきます。とりわけ、**研究開発を通じて創出された問題解決のための様々な科学的知見を、どのようにすれば実際の政策形成に結びつけることができるか（どのようにすれば政策当局や政策担当者に受容されるか）**に焦点を当て、政策過程における科学的知見の受容プロセスとそのための手法の体系化に取り組んでき行きます。

その一方で、政策当局の側には、しばしば予算要求等におけるリーズニングや既存施策に対するアカウンタビリティに対する直接的な貢献を「エビデンス」に期待しようとするモチベーションがみうけられるなど、受容側にも様々なバイアスが存在していることもまた事実です。こうした**科学的知見を提供する側と受容する側の双方の関係性のあり方**もまた「政策のための科学」としての重大な問いの一つと言えます。

（４）新型コロナウイルス感染症の流行が投げかける「問い」

2020（令和 2）年初頭からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行は、政策過程における科学的知見の活用、あるいは科学と政策、科学と政治という観点において、非常に大

きな問いを投げかけるものであったといえます。

危機管理下における政策形成は、平時のように情報の整理と分析に時間をかけ、丁寧に合意形成を行っていくといった形ではなく、必ずしも情報が十分に集約・分析されていない**不完全で不確実な状況下であったとしても、**その時点で考えうる最善手を模索し、迅速に意思決定を行っていくことが求められます。そうした中にあっては、コスト・ベネフィットが必ずしも明らかでないことはもちろん、正確なリスクの評価が困難な場合やリスク管理の方策について科学的なコンセンサスが得られていない場合、さらには科学的には対処方法は明らかではあるもののステークホルダーとの合意形成やより多くの人々の理解を得るには至っていない状況なども想定されるところです。たとえそうした状況下であったとしても、迅速に事態に対処していくためには、何らかの形で**政治的に決断をしなければならない場面**が存在する、ということも同時に理解されなければならないところです。

一方で、たとえ科学コミュニティあるいは特定のステークホルダーにおいて一定のコンセンサスが得られた科学知見とそれに基づく見解がとりまとめられたとしても、実際の政策決定は必ずしもそうした見解とは異なる形で決定されるような場面、すなわち**科学的助言が十分に活用されない場面**も同時に想定されるところです。科学的な知見以外の様々な要素、ステークホルダーの立場や利益、他の政策・事業との関連性、そして**価値や責任**といった必ずしも科学的な手法だけで担保することができない要因が存在するがゆえに、危機管理下における実際の場面では科学的知見をすみやかに問題解決に向けて適応することができず、むしろ政治的な側面からの価値判断が優先されるケースも生じています。

また、刻々と状況が変化していくなかにあっては、行政のみならず、科学コミュニティや民間の事業者、あるいは市民によってリアルタイムでの情報の収集と分析が進められることになります。そうしたプロセスを経て政策決定の現場に提供される科学的知見のなかには、時として相互に異なる見地に立つ場合や、場合によっては対立さえみられるということも浮き彫りになりました。

さらに、こうした危機管理下における対策が迅速に進まない要因の一つとして、わが国の行政機関等における**データの収集と管理、そして活用のあり方に大きな課題がある**ことがあらためて浮き彫りとなりました。都道府県や市区町村といった地方自治体や保健所等が感染者および濃厚接触者等に関する情報を収集・管理し、関係機関等とこれらの情報を共有するにあたり、いまだアナログな手法が多用されており、必ずしも迅速かつ効率的な手段による情報収集と共有とは言い難い運用実態のなかで、日々刻刻と変化する状況の分析と意思決定が求められていた様子が窺われます。また、このような手法で伝達された情報のなかには正確性を欠くものであったり、誤った情報が伝達されるケース、あるいはそもそも伝達されるべき情報がきちんと伝達されないケースなど、行政機

関間はもちろん、行政機関内の連絡・調整にも非常に多くのコストを投じながら実際の対応が進められました。いいかえれば、多くの行政機関において、**効率的な情報の収集と管理、そしてその利用を可能とするポリシーとそれに対応するインフラ**が整えられていれば、より正確な情報をより迅速かつ低コストに収集・分析することができたのではないかと考えられるところです。

このような政策と科学、科学と政治をめぐる極めて複雑かつ複合的な関係性をあらためて問いなおすことも本プログラムにおける重大な関心の一つといえます。その意味で、政策過程における科学的知見の活用に関する実証的な分析を更に一層深化させるとともに、より望ましい科学的助言のあり方や体制について考えていく必要があります。それと同時に、危機管理下において国民保護や公衆衛生の向上に向けた政策を迅速に実行できるよう、平時から情報の活用に向けたインフラを整備しておくことの重要性があらためて明らかになったといえます。

（５）政策と科学の共進化

「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業（SciREX 事業）基本方針」（令和 3 年 8 月 30 日）（124～130 ページ）では、事業全体の方向性として**政策と科学の「共進化」**を追求することが謳われています。2021（令和 3）年からの第 3 期事業においてはこうした方向性を踏まえた具体的な取り組みとして「共進化実現プログラム」が推進されています。

こうした SciREX 事業全体の動向とともに、本プログラムとしても 2021（令和 3）年度より政策と科学の「共進化」の視点をより重点化した形での枠組みを導入いたしました。具体的には、従来のような研究者の自由な発想に基づくアプローチによる研究開発の提案を**「通常枠」**としてこれまでと同様に推進しつつ、これに加えて**「共進化枠」**という区分において、行政組織内部において「政策課題」として認識されている具体的な課題群を示したうえで、それらの課題の解決に向けた研究開発を推進する類型、いわば**ニーズ・オリエンテッドな研究開発**を推進する枠組みを推進いたします。この「共進化枠」で採択されたプロジェクトについては、当該課題を所管する現実の行政組織（担当課室レベル）と密接に連携する形で研究開発を推進していくことが求められます。

このように、本プログラムでは、シーズ・オリエンテッド・アプローチとニーズ・オリエンテッド・アプローチの 2 つのアプローチからあらためて「政策のための科学」に迫っていきます。

2.2 基本的な考え方

本プログラムでは、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与することを目的とし、社会問題の解決や社会秩序の形成維持を目的とした政策の形成や改善に将来的につながりうる具体的な成果の創出を目指す提案を採択します。

（1）共通事項

本プログラムにおける、これまでの 10 年以上に亘るプログラム運営上獲得された知見として、「『科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム』活動報告書（第 2 期）」（2020 年 12 月）において将来的な政策形成の実践を志向する研究開発プロジェクトに求められる要件として、以下のような評価指標をとりまとめました。

① 「政策」および政策実務に関する基本的理解の必要性
② 政策担当者との関係性の構築に向けた基本的なアプローチの必要性
③ 政策担当者による研究開発成果の有効性の認知
④ 学術的に質の高い研究成果の創出と戦略的な対応
⑤ 中間人材・中間組織による媒介の必要性
⑥ 研究者の考えるエビデンスと行政官にとってのエビデンスが異なることの認識

これらの指標は、政策への将来的な成果の実装を志向するあらゆるプロジェクトに共通して求められるべきものです。提案に当たっては、この①～⑥の点が構想としてどれくらい具体的に盛り込まれているかということを重要な評価指標とします。

特に、研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、将来的に**「誰に、何を」**与えるのか、すなわちプロジェクトの成果が具体的にどのような政策を対象として、どのようなアプローチと手段をもって改善に寄与しようとするのかについて、具体性のあるストーリーが構想されていることを求めます。また、プロジェクトには、対象とする政策の立案や実施に関わる政策担当者をはじめとするステークホルダーとの連携や協働を通じて、政策実務の現場に寄り添った研究開発を推進することを求めます。

（2）通常枠

本年度の公募では、従来本プログラムにおいて取り上げてきたテーマ、すなわち人口減少と高齢化、逼迫する財政といった近代社会がこれまでに経験したことのない未曾有の社会的変化を的確にとらえ、先端技術の導入・活用はもちろん既存技術の社会化・制度化を通じて環境変化に適応していくことを目指す研究開発についても、**「通常枠」**における研究開発として引き続き提案を求めます。

社会のダウンサイジングに伴い生じつつある様々な矛盾、あるいは将来的に生じることが予想される未顕在の課題を発見・特定するとともに、情報通信技術（ICT）をはじめとする既存の手段の改

善や合理化を通じて、課題の制御と変化への適応を促すことを目指す研究開発を特に歓迎します。

また、この「通常枠」の提案においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびその制御に関する社会変容に伴って生じる社会的課題の制御についても対象とします。特に、新型コロナウイルス感染症対策に関する意思決定過程における科学的助言の機能に着目した研究開発であったり、政策的な解決が期待されながらも、具体的な解決に至っていない問題の特定と実施されている政策手段の評価、具体的な改善に向けた方策の提示を目指す提案についても積極的に採択をしていく方針です。また、本年度は、新たに**情報の効果的なアーカイブ化と利活用に関するテーマ**を追加いたしました。危機管理下のような究極的な状況を念頭に、国民の生命、身体、財産の保護と公衆衛生の向上を目的としていかなるデータを実際に活用することができるか、その技術的な可能性の検証やデータ活用をめぐる政策上の意義や効用に関する提案を募ります。

ただし、この類型の研究開発においては、政策担当者が実務において認識しているニーズ（needs）とは異なるところで研究者が課題設定を行うケースや、政策担当者の側で潜在的なニーズとして認識はされているものの、具体的な施策や事業との関連付けができない場合など、研究者の側がいかに優れた知見を提供したとしても、政策担当者の側がそれを受容する環境条件が整わないという状況が容易に生じうるところです。したがって、「通常枠」の研究開発においては、政策担当者の側に明確な wants が存在していないところに、研究者の側が自らの研究開発成果（seeds）をアピール・プロモーションし、その有用性を認知してもらうというプロセスを研究開発の計画のなかで具体的に構想することが不可欠です。

その一方で、いまだ政策課題としてフレーミングされていない社会的課題や社会環境の変化を見据えた中長期的なテーマを研究課題として扱うことも科学技術イノベーション政策のための科学としては非常に重要なアプローチであることは言うまでもありません。目の前の政策実務上の問題関心や具体的な課題感を越えて、いまだ顕在化していない潜在的な政策課題を発見したり、あるいは中長期的な対応を要する社会的課題への対応を進めるうえでは、こうした類型の研究開発も非常に重要な意義を有しています。

なお、ここには、プロジェクトの提案段階において、既に一定の研究成果が得られており、今後具体的な政策の改善に向けて、実際の政策形成プロセスへの実装をはかろうとするプロジェクトを含めるものとします。

（3）共進化枠

客観的根拠に基づく政策形成の実践に将来的に結びつきうる成果の創出という本プログラムの目標設定は、他の研究開発プログラムおよび研究開発領域と比べても非常に難易度の高い目標設定で

あるといえます。前述のように、たとえ研究開発成果をもとにしたプロモーション活動が積極的に展開されたとしても、研究成果が実際に政策形成プロセスにおいて参照されるかどうか、またどのような形で参照されるかは、相当程度、政策当局および政策担当者の判断に委ねられざるを得ません。すなわち、政策への成果の実装には研究実施者側では必ずしもコントロールできない要素を多分に含みうるものです。

研究開発を通じて、客観的根拠に基づく政策形成の実践へと具体的に展開していくことを目指す場合には、研究開発そのものがある程度現実の政策と関連付けられたうえで、実際に当該政策を担っている政策当局のニーズに対して応答的であることが強く求められるところです。そのための研究開発のあり方として、政策当局あるいは政策担当者が抱える具体的な課題をベースに研究開発テーマを設定していく、**ニーズ・オリエンテッド・アプローチ**が有効な方策と考えられます。

具体的には、政策当局の側で具体的な政策課題が明確に認識、整理されており、その解決方法の探求や既存の施策の改善に向けて、科学的知見をはじめとした具体的な知見の創出と提供を求めるような類型の研究開発がこれにあたります。この類型は、研究開発のスタート時点から政策当局および政策担当者との一定の関係性が想定されていることに加え、政策担当者による将来的な成果の受容をある程度期待しうるという大きな特徴を有しています。また、実際の政策ニーズをベースとする以上、比較的短期での問題解決が期待されるテーマが中心となると考えられます。本プログラムでは、こうした類型の研究開発を**「共進化枠」**として採択を行います。

その一方で、委託研究契約や委託調査等の委受託の形式とは異なり、研究者と行政官とが文字通り共創的に研究を推進することを前提とするこの類型においては、カウンターパートとなる政策当局および政策担当者に対して研究者側が主体的かつ丹念にコミュニケーションをはかっていくことが不可欠です。同時に、政策当局および政策担当者がプロジェクトの活動に対して具体的にコミットしないことには、プロジェクトの目的を達成することが困難となります。さらには、研究開発レベルでの具体的な連携にあたり、行政組織のみが保有している資料や情報、ネットワーク等を研究者に対してどこまで開示・提供できるかなど、組織の境界を越えた連携が実質的に機能するためにクリアされなければならない、いくつかの具体的な条件や制約が存在しているも一つの特徴といえます。

（4）SciREX 関係機関との連携

あわせて、本プログラムが SciREX 事業の一環として実施されていることを踏まえ、中核的拠点である**政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策研究センター（SciREX センター）**や**基盤的研究・人材育成拠点等**（第 10 章 参考資料）との積極的な連携を通じて、研究活動の推進と実際

の科学技術イノベーションに関する政策形成の現場との橋渡しに取り組むことを期待します。また、「共進化枠」の提案においては、文部科学省における政策課題に関する所管課および課室との密接な連携のもとに研究開発プロジェクトが運営されることを求めます。

2.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ

本プログラムでは、SciREX 事業における「公募型研究開発プログラム」という位置づけに鑑み、**「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業（SciREX 事業）基本方針」**の趣旨に沿う提案を求めています。

特に、本年度の公募においては、**政策と科学の「共進化」を目指す研究開発**について、「通常枠」として 7 テーマ、「共進化枠」として 3 テーマを研究開発の対象とします。

通常枠

（1）政策形成過程における研究開発成果の伝達と受容に関する研究開発

科学的知見をもとにより合理的かつ効果的に政策をデザインし、実行していくためには、政策形成過程において実際に受容されるようにエビデンスを伝達していくが不可欠です。一方で、エビデンスを受け取る側にも様々な制約や受容に関する裁量が存在しているのが実態です。そこで、本プログラムでは政策形成過程における**「エビデンス」の受容の条件とそのプロセス**についてこれを実証的に解明しようとする提案を期待します。

本プログラムでは、客観的根拠に基づく政策形成の必要性という基本的な問題関心のもとに、これまで政策過程において参照されるべき客観的根拠の創出に向けた手法の開発とその政策への実装を目指した提案を中心に採択を行ってきました。採択してきたこれまでのプロジェクトの取り組みを通じて明らかになってきたこととして、学術的な評価が確立した科学的知見であればそれが政策形成過程で採用される、とは限らないということが挙げられます。

たとえば、予算要求上の根拠や施策に対する説明責任を担保することに貢献するような情報については「エビデンス」として比較的受容されやすい一方で、既存の施策との差分が大きな提案や異なる方向性が示された知見や提案、あるいは既存の取り組みを消極的に評価する見解などは相対的に受容されにくいということもわかってきました。

このように、政策過程における「エビデンス」の選択には、政策担当者（職業行政官および政治的

任命職）の自覚・無自覚を問わずバイアスが存在しており、それが研究開発成果の伝達と受容のプロセスにおける大きな課題として横たわっているといえるでしょう。そのような意味において、やはり政策過程において「エビデンス」がいかにして受容され、あるいは受容されずにいるのかについてより実態に即してこれを解明していくことが重要です。

たとえば、政策の立案と執行を担う政策担当者が、①日常的にどのような制約下での意思決定を求められているのか、②また個々の政策判断にあたり現実的にどれほどの時間的・物理的なリソースを充てることができるのか、③求められる意思決定や判断に対して本来的に必要とされる客観的根拠の水準は何か、といったことが解明されなければなりません。それと同時に、そうした政策担当者の行動様式や能力限界、組織限界を見据えながら研究開発を推進し、成果を取りまとめるための手法そのものが科学として探求されなければなりません。いいかえれば、**研究開発成果が政策当局や政策担当者によって受容される条件やプロセス**についても解明していくことが求められます。

そのような観点から、本プログラムでは、より合理的かつ効果的に政策提案や科学的助言を行う方法の構築に向けて、データやエビデンスを政策実務においても活用可能な形でデザインするための手法の開発や活用上の課題を整理し、その克服に向けた取り組みを推進しようとする提案を求めます。

また、それとは逆に、ある目的のために特定の情報のみを「エビデンス」として恣意的・選択的に活用することなど、客観的根拠に過度に依存したり、あるいは乱用というべき事案も観察されるなど、意思決定上の弊害もみられるところです。客観的根拠に基づく政策形成を推進していくためには、「エビデンス」を採用することのリスクとコストとを自覚したうえで、政策担当者がどのように客観的根拠を取り扱うべきか、またその裁量のあり方を含め、**意思決定過程における科学的知見の選択に対する正統性**そのものをあらためて問い直すことが不可欠です。あわせて意思決定過程に潜む政治的な介入や誘因の提供を含め、客観的根拠に基づく政策形成におけるいわば負の側面にも光を当てつつ、それを克服するような方策を構想するような提案を求めます。

（例１）政策形成過程（政治的プロセスを含む）における科学的エビデンスの参照バイアスに関する研究

（例２）新型コロナウイルス感染症対策に関する政策形成過程における科学的助言機能の検証

（２）戦略的なダウンサイジングに向けた課題の抽出と対応策に関する研究開発

未曾有の社会的変化に伴い生じることが予想される新たな課題群を特定し、科学的知見を活用することを通じてその**問題の拡大を抑えこむ方法の探求、あるいはその変化を社会的に受け入れ、適応していくための合意形成や行動変容**に向けた手法の構築を試みる提案を求めます。

長期的な人口減少による社会的縮退は、これまでに我が国が経験したことのない課題群の台頭を予想させます。例えば、税収の減少と公的負担の増加は、社会保障をはじめとする既存の公的サービスの持続可能性を揺るがすものです。また、生産年齢人口の減少による労働力の不足は、社会経済全体における生産性の大幅な低下をもたらすものと考えられます。

効率化や合理化を可能とするような革新的な技術や手法の開発とともに、既存のサービスの質や在り方そのものを改善することが重要であることは言うまでもありませんが、社会的な縮退という未曾有の社会的な変化にあっては、そうした漸増主義的な取り組みだけでは必ずしも解決することができない難題に直面することを想定しなければなりません。

そうした局面にあっては、科学的な見地に基づいたあらゆる工夫を総動員することで、いかにしてこの困難を制御し、また社会の在り方を調整していけるかが重要となります。たとえば、既存の公的サービスやインフラストラクチャーにおける資源配分や負担の在り方を大胆に転じようと考える場合には、人々が既存の仕組みや環境、サービスの質との違いに戸惑い、理解や賛同を得られないことが想像されます。そうしたなかで、人々が社会のダウンサイジングという変化を受け止め、あるいはその認識を変えていくためには、人の認識や行動の在り方そのものに対する深い洞察と知見に基づいた制度設計の在り方や制度変更に向けた環境整備のための手法を構築できるかが大きな挑戦となります。

そのような観点から、本プログラムでは、社会的縮退のような未曾有の社会的変化にともない生じることが予想される新たな課題群を特定し、科学的知見を活用することを通じてその問題の拡大を抑えこむ方法の探求、あるいはその変化を社会的に受け入れ、適応していくための合意形成や行動変容に向けた手法の構築を試みる提案を歓迎します。

（例１）フォーサイト／フォーキャストの手法を用いたダウンサイジングに伴い生じる社会的課題群の特定方法の構築

（例２）社会のダウンサイジングに関する市民意識の解明とサービスの質的低下と負担の増加、コミュニティの再編・統合に対する合意形成手法の考案

（３）既存技術の社会化・制度化の促進と受容に関する研究開発

既存技術の社会化・制度化に向けて、利用者にとって知覚可能な形でコストや便益、効用を評価し、また伝達するための手法の開発を目指す提案を求めます。

近年、第 3 次人工知能（AI）をコアテクノロジーとする技術開発や新たなサービスの台頭が顕著となっています。AI を用いた自動運転技術や医師の診断支援サービス、技術シーズの探索支援など、最先端技術の活用により、これまでできなかったことを可能としたり、あるいはそのコストを大幅に圧縮することをできるようにしたりするなど、AI の登場は様々な分野の技術、サービス、そして社会の在り方をも変えていく可能性を感じさせます。

一方で、情報通信技術（ICT）に代表されるように、技術的には既にある程度成熟していながらも、未だ社会化や制度化に結び付けられていない技術（シーズ）も多く見受けられます。こうした技術が社会化や制度化に至っていない背景には、いくつかの理由が考えられます。

たとえば、①既存の仕組みや制度との連続性がないため、社会の側あるいは具体的な利用者が必ずしもうまく受容できずにいるパターン、②あるいはその技術を活用することで得られる便益や効用、利便性が明確になっていないがために、利用者の側にはコストのみしか認識することができず、実際に活用することまで結びつけることができずにいるパターン、③技術を活用できる人とそうでない人との間で便益の面で大きな格差が生じてしまうがために、社会全体としては技術利用に対する十分なコンセンサスが得られずにいるパターン、④そもそも当該技術に対するマーケティングが十分に行なわれておらず、利用に関するインセンティブが存在しないパターン、⑤社会化や制度化に着手したものの、新たなブレイクスルーが既存技術を淘汰してしまったパターンなどが考えられます。

このうち、特に①②③については、いわば技術の受容に向けた環境整備や利用者間の利益／不利益の調整、さらには利用者のインセンティブに対する十分な配慮を欠いていたばかりに、せっかく開発された価値ある技術が活用されることなく埋もれてしまっているものといえます。たとえば、国民番号制度（マイナンバー制度）などは、情報通信技術の発展を背景に提唱され、総論としては多くの賛意を得て制度化にまでは至ったものの、実際には利用者の側の便益や効用が必ずしも明確ではないことや、他の番号制度との連結に伴うコスト、何よりも利用者の側の過剰ともいえるセキュリティ意識などを理由としてうまく制度利用が十分に進んでいない事例であるように思われます。

そこで、本プログラムでは、特に①②③を対象に、技術の社会化・制度化に向けて、利用者にとって知覚可能な形で費用やその他の調整コスト、さらに便益や効用を評価する手法の開発を目指す提案を求めます。また、こうした実際の費用や便益が明確にされることだけでは、必ずしも社会化や

制度化が進まないという経験的な観察を踏まえ、利用者・受容者側の知覚や経験的な理解を促すことそのものを目標とする手法の開発、あるいは利用者・受容者による積極的な知覚や理解なしに、行動そのものの変容を促す手法の開発を目指す提案を歓迎します。

（例１）番号制度などの社会的受容を阻害する要因の解明と行動変容を促す認知科学的研究
（例２）情報（ビッグデータ、リアルワールドデータ、クオリティデータなど）の利活用または技術導入がもたらす便益とリスクの可視化が受容行動に与える影響についての研究

（４）研究開発プログラムの設計・マネジメント・評価に関する研究開発

より効果的に研究開発プログラムをデザインし、またマネジメントしていくための手法の構築に向けて、プログラムの設計・マネジメント・評価の在り方そのものを研究の対象とする提案を歓迎します。

科学技術イノベーション政策を着実に推進していくためには、何よりも研究開発を効率的・効果的に実施していくことが肝要です。そのためには、政策形成機関、資金配分機関、研究開発実施機関が、より効果的な研究開発プログラムをデザインし、運営していくことが不可欠です。

とりわけ、革新的な技術や製品の開発といった非連続なイノベーションを目標とする研究開発プログラムの制度設計は、まだまだ発展途上にあるといえます。近年、従来型のプログラムとは異なるハイリスク・ハイインパクト研究を推進する研究開発プログラムや、要素技術の開発と同時に、技術の社会への実装に向けた取り組みを求めたり、あるいは新たな技術の登場がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues: ELSI）を同時に探求するような融合研究を指向した大型プロジェクトを推進する研究開発プログラムなどが登場しつつあります。

こうしたプログラムの多くが直面している課題として、予測が困難な将来におけるインパクトをどのように評価し、研究開発投資の妥当性を判断していくのか、許容可能な損失をどのように見積もり引き受けるか、さらにはプログラムとしてのポートフォリオをどのようにして評価・管理し、異なる性格の研究開発内容をどのようにして統合するのかなど、様々な課題を抱えながらプログラムが実際に運営されているのが現状です。こうしたプログラムデザインとマネジメントのあり方をいかに的確にデザインし、また制度化していくかが、効率的・効果的な研究開発を推進するうえで極めて重要な課題といえます。

同時に、科学技術と社会の関係性が一層複雑化している今日においては、科学技術は人々の暮ら

しや社会に存在する様々な課題の解決に貢献するべきであるという考え方がより重視されつつあります。それに伴い、研究開発プログラムの設計段階から広くステークホルダーらが参加することで、人々のニーズをより的確にとらえた研究開発テーマの採択と実施が可能となり、結果として社会的要請に応えた成果の創出が可能になると期待されています。こうした研究開発に対する関与者の拡大は、既に多くのプログラムにおいて取り組まれているものの、単にステークホルダーが研究開発に参画するということにとどまらず、そうした参画が研究開発に新たな価値の創出をもたらし、あるいは研究開発の実用化に直接的に寄与しているかといえば、依然として多くの課題が残されているといえます。なかには、関与者が多くなることや関与のあり方が適当でないばかりに、研究開発プロジェクトやプログラムのパフォーマンスが下がってしまう可能性も想像されるところです。単にステークホルダーが参画するだけでなく、どのような関与のあり方がプログラムの価値を上げ、より価値ある成果の創出につながるのか、プログラムデザインとマネジメントにおける参加のあり方をあらためて問い直さなければなりません。

こうした観点から、本プログラムでは、特にハイリスク・ハイインパクト研究開発や大型プロジェクトの研究開発を対象に、より効果的に研究開発プログラムをデザインし、またマネジメントしていく手法の構築に向けて、プログラムの設計過程やマネジメントの方策そのものを研究の対象とする提案、またはステークホルダーの参画と研究開発のパフォーマンスの関係性に関する評価手法の考案に取り組む提案を歓迎します。

なお、これまでの同種の研究や調査などの結果や成果にも十分に留意された提案を望みます。

（例１）ハイリスク・ハイインパクト研究や融合研究に関する研究開発プログラム（科学技術振興機構、日本医療研究開発機構などのパブリックセクターが実施するファンディング事業）の設計における効果的なプログラムデザインとマネジメント手法に関する研究開発

（例２）研究開発プログラム（同上）のデザインおよび運営におけるマネジメントチームのダイバーシティとプロジェクトによる研究成果の生産性に関する研究

（５）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する社会管理のあり方に関する研究開発

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて明らかとなった、我が国固有の**社会管理**のあり方の有効性に対する実証的な研究を期待します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、2020（令和２）年４月に新型インフルエンザ等

対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。この緊急事態宣言は、違反者に対して罰則等が課される諸外国の対策とは異なり、協力の要請にとどまったものの、緊急事態宣言は広く国民に受け入れられ、実際には宣言を契機として大規模な自粛が行われることになりました。結果的に宣言は感染の防止に一定の効果を発揮し、全国で宣言が解除されるまで、いわゆる第一波の感染の拡大を封じ込められたとされるところです。2021（令和３）年２月には、特別措置法等の改正が可決・成立しましたが、営業時間短縮などの要請に応じない事業者に行政罰を科すことなどが盛り込まれたものの、基本的な対策が要請ベースである点はそのまま継承され、以降の対策においても基本的にはそうしたアプローチには大きな変化がみられませんでした。

こうした私権の制限を伴わない、要請ベースでの緊急事態宣言がなぜ一定の効果を発揮したのか、すなわち強制力を伴う手段を執った諸外国とは異なる**緩やかな政策手段**によって、なぜ感染拡大の防止という政策目的がある程度達成されたのか（要請がなぜ社会的に受容されたのか）、その社会的・文化的背景を明らかにすることは我が国固有の危機管理政策のあり方を模索するうえで極めて重要な課題といえます。実際の人々の行動決定には、自粛要請や広報活動といった政府による政策手段の結果ばかりではなく、むしろマスメディアやソーシャルメディアによる情報発信が大きな影響を与えたという指摘もみられています。

また、同様の観点では、いわゆる「ファクターＸ」の問題、すなわちロックダウン等のより強固な規制手段によって人々の生活や社会経済のコントロールを行った欧米諸国に比べて緩やかな対応でありながら、感染者や死亡者の数が比較的少なく済んでいる要因はいまだ明らかとなっていません。さらには、2021 年 9 月以降にみられた第 5 波の急速な収束がいかなる要因で生じたのかについても必ずしも明確な根拠が提示されていないのが現状です。

そこで、本プログラムでは、実際の政府および地方自治体による新型コロナウイルス感染症対策をめぐる様々な要請や情報提供が、人々の行動にどのように作用したのか（あるいは作用しなかったのか）、すなわち**日本固有の社会管理のあり方の有効性に関する実証的な検証**を目指す提案を求めます。感染拡大と流行制御をめぐりマスメディアやソーシャルメディア、あるいはその他の媒体によってどのような情報が展開されたのか、またそうした情報のなかから人々がどのようにして情報を収集・選択し、行動を決定していったのか、といった視点を含めたより複合的な観点からの実証的な検証に関する提案やそれらに基づく政府によるより効果的な情報提供手段の考案を期待します。

特に、本テーマについては、社会的・文化的背景を含めた極めて複雑な対象の分析を想定していることから、特定の分野のみからのアプローチではなく、人文・社会科学と自然科学の諸分野から構成された分野横断的な研究開発体制による融合的な研究開発の推進を求めます。

（例１）私権の制限を伴う行動抑制と私権の制限を伴わない要請との政策手段としての効果に関する比較分析

（例２）日本社会における人々の行動決定要因における政府による情報提供の有効性の検証とより効果的な情報提供手段に関する研究開発

（６）危機管理下におけるリスクの最小化と経済的損失の最小化に関する統合的評価手法の開発

危機管理下におけるリスク/ダメージの最小化と経済的損失の最小化を統合的に評価する手法の開発を目指す提案を歓迎します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその制御をめぐっては、様々な科学的知見が対策の立案、そして決定の過程に用いられました。リアルタイムで感染状況が大きく変化するなかにあっては、情報の不足や不完全性、限られた組織資源、タイムリミットなどの様々な制約のなかにありながら、機動的な意思決定が求められました。

こうした制限下にありながら、実際の政策決定、特に緊急事態宣言および営業自粛等の検討・決定過程においては、数理モデルを含めた疫学・公衆衛生学の分野におけるリスク評価とリスク管理のためのアプローチのみならず、外出自粛や営業時間の短縮をはじめとした様々な経済的影響や経済的損失を評価するアプローチといった全く異なる 2 つのアプローチが観察されました。一方で、この 2 つのアプローチはそれぞれ感染者の感染拡大の抑制と経済的被害の最小化という異なる目的に立つことから、多くの場合でそれぞれが独立的に用いられており、世界を見ても**リスクの最小化と経済活動の両立**が課題として浮き彫りになったといえます。これらの両側面をとらえた複合的な分析を目指す研究開発のアプローチも登場しつつありますが、まだまだ萌芽的な段階であり、より多様な手法やアプローチが登場することが求められます。

そこで、本プログラムでは、感染症の流行や大規模自然災害、あるいは国際紛争といった危機管理下におけるリスクの最小化と経済活動の維持という 2 つの異なるアプローチを同時に検討・評価しうる危機管理政策上の新たな知見や手法の開発を目指す提案を求めます。

（例１）より効果的なリスク管理の実現に向けたリスク評価と経済的損失評価に関する統合的なシミュレーションモデルの開発

（例２）リスク評価と経済的影響評価の対立に関する理論的要因と解決手法の検討

（7）行政機関等におけるデータの効果的なアーカイブ化と利活用に関する研究開発

危機管理下のような究極的な状況を念頭に、国民の生命、身体、財産の保護と公衆衛生の向上を目的としていかなるデータを実際に活用することができるか、その技術的な可能性の検証やデータ活用をめぐる政策上の意義や効用に関する研究開発の提案を求めます。

東日本大震災のような巨大災害の発生はもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症の流行、さらには国際秩序の変容と戦争の勃発等、これまで我々が当たり前のように思っていた社会秩序が突如として失われ、「非日常」へと至る場面に我々は度々直面しつつあります。一方で、その度に課題となるのが、迅速かつ効果的に国民の生命、身体、財産の保護や公衆衛生の向上をはかろうにも、そのために必要な情報が収集・管理されていないために、それらを的確に活用をすることができないという実態です。

新型コロナウイルス感染症の流行制御にあたっては、感染症をめぐる数理モデルの活用とそれに基づくクラスター対策の実施、さらには経済的影響に関する様々なシミュレーションの活用など、エビデンスおよびデータに基づく意思決定および意思決定支援の重要性があらためて明らかとなりました。それと同時に、わが国の危機管理政策上の課題として、政策の形成過程および政策の執行過程における情報の収集と管理、そしてその活用の非効率性があらためて浮き彫りとなりました。

危機管理のような究極的な状況下において、迅速に人々の生命と暮らしを守るためには、「日常」から可能な限り情報を収集・管理しておき、いざというときにも可能な限り日常からのずれが少ない形で安全かつ安定的に情報を収集・管理し、そしてそれらを最大限に利用できるようにすることが何よりも重要です。

しかしながら、こうした情報の利活用にあたって大きな課題となるのが、「同意」をめぐる原理原則的な考え方です。個人情報を保護し、プライバシーを守ることが重要であることは言うまでもありませんが、危機管理下のような「非日常」において、個人情報の保護のために「同意」を厳密に要求することが、災害時における迅速な国民保護や感染症の流行下における効果的な防疫等の推進を妨げうるような場面が少なからず見受けられるように思われます。また、現場レベルにおいては、実際に個別的に同意を調達することが困難なこともあり、「黙示の同意」にみられるような解釈や工夫によって帳尻合わせが行われているのが現状です。

こうした、原理的にあるいは形式的に「同意」を求めるような杓子定規な運用は、ある意味で本来の目的を逸脱し、状況によってはむしろ人々の生命や身体、財産の保護等を妨げることにつながりうるものであり、本末転倒な結果を招きかねないものです。真の意味で国民の権利や利益を保護するためには、情報の二次的な利用の妥当性を担保しつつも、こうした「同意」をめぐる原理主義的な

考え方を乗り越え、災害や感染症の流行、そして戦争などの究極的な状況下において、国民の保護や公衆衛生の向上を目的として、いかなる情報をどのようにして活用するべきなのか、また活用のためにどのような仕組みづくりが必要なのか、今こそあらためて問い直さなければなりません。

そこで、本プログラムでは、危機管理下のような究極的な状況を念頭に、生命、身体、財産の保護や公衆衛生の向上を目的としてどのようなデータを実際に活用することができるか、その技術的な可能性の検証やデータ活用の効用・意義の検討など、行政機関等におけるデータの効果的なアーカイブ化と利活用に関して研究開発を行うことで、今後の我が国における制度改革や新たな制度の設計に資するような具体的な研究開発を求めます。現行の法制度における個人情報保護をめぐる原則にとらわれすぎることなく、規範的な議論を含めた大胆な研究開発の提案を期待いたします。

（例１）感染者や避難者に対する継続的なケアを目的とした、医療情報と社会経済情報の接続に関する技術的な可能性とその政策的意義の検証（例えば既往歴と資産、信用力等の社会経済情報との接続等）

（例２）政策のために活用する個人情報に対する「同意」の在り方に関する国民の認識や態度、社会的受容性に関する研究

共進化枠

（１）研究指導の質をめぐる評価手法の開発と実行可能性の検討に関する研究開発

大学院教育における研究指導の質を評価する手法の開発を行うとともに、それが大学教員による教育・研究・社会貢献といった各活動のインセンティブとなるような仕組みの提案を期待します。

担当課室：文部科学省　高等教育局 大学振興課 大学改革推進室
文部科学省　科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室
文部科学省　官房政策課 政策推進室

大学が社会において果たすべき主要な役割の一つである教育、特に大学院教育における知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」の育成機能を果たしていくためには、教員による質の高い研究指導が実行されることが重要となります。

大学院教育におけるカリキュラムの多くは、教員による研究指導を通じて、学生の高度な能力が適切に育成・涵養されることをベースに組み立てられています。他方で、この研究指導をめぐって

は、研究業績における研究成果という明確なアウトプットに基づく評価や学部における講義（授業科目）でみられるような授業評価とは大きく事情が異なり、研究指導による教育効果は、指導をする教員と指導をされる学生という個別的な関係性のなかで、それぞれの研究室や教員の方針や能力に大きく依存しています。ファカルティ・ディベロップメントの一環として、授業方法や学生への指導方法に関するスキルトレーニングやマインドの醸成を促す機会は、個々の大学の工夫として試みられているものの、研究指導の質や実施状況を把握し、客観的に評価する試みは十分に実践されているわけではありません。指導を通じた学生のモチベーションの変化や修了後の活躍状況など、指導の結果となる教育面での効果を多面的に評価することが求められるものの、そうした研究指導の質をめぐる実効的な評価指標の構築や評価システムの検討は必ずしも進んでいないのが現状です。

また、こうした評価指標の構築やその導入は、ただでさえ多忙な教員に対して更なる負担の増加につながるのではないかと懸念されるところでもあります。新たな評価の試みが現場において単なる負担感になるのではなく、むしろこうした試みが教員側にとってのインセンティブになることが極めて重要となります。たとえば、教育の質の高さが評価されることによる教員の採用や昇任、再任用等の人事や給与等の面における処遇への反映、あるいは自らの担当する授業科目やゼミナールの質の向上、さらには学生の能力の向上を通じた研究室単位での生産性の向上など、人事・教育・研究の各面において、教員にとっても魅力的な仕組みとなるような制度設計が不可欠です。同時に、組織としての大学として、これらの評価がいかなる意義を有するのかを明確にすることも求められます。

そこで、本プログラムでは、大学院教育における研究指導の質を評価する指標の開発を行うとともに、それが大学教員による教育・研究・社会貢献といった各活動のインセンティブとなるような仕組みを具体的に提案しようとする研究課題を求めます。分野的な違いを考慮しつつ、大学院における教育課程や研究室の環境（研究指導・研究室運営など）に関する深い知見や経験に基づいて、人的資源管理と評価（エンゲージメント、エンパワーメント、マネジメント等）の観点から優れた分析と提案を行うことを期待します。

（２）中堅大学における研究力強化に関する国内外の取組に関する成功要因の分析

中堅大学の研究力強化をめぐる国内外の事例分析を通じて、その成功要因/失敗要因を抽出し整理するとともに、政府による大学研究力強化の取り組みに対して具体的な提案を行おうとする挑戦を期待します。

担当課室：文部科学省　研究振興局　大学研究基盤整備課 大学研究力強化室

近年、大学の研究力の低下の問題が大きな課題として指摘されています。ともすれば RU-11 に代表される研究大学の研究力ばかりが議論の対象となりがちですが、我が国では地方の国公私立大学における学術研究の推進が我が国全体の基礎研究の層の厚みや研究者の多様性を育む豊かな土壌を形成してきました。実際に過去に国際的に高い評価を得た研究成果のなかには、地方の中堅大学から生み出された成果も多くみられてきたところです。その意味では、研究大学の研究力低下はもとより、中堅大学の研究力の低下はまさに国全体の基礎研究の基盤を揺るがす大きな課題といえます。我が国では、2000 年代の国立大学・公立大学の法人化及び競争的研究費制度の拡充の結果として、大学間の格差が拡大したとも言われています。以前にも増して、大学間の序列は固定化し、一部の研究大学への知的資源の集中が加速しているのが現状です。

一方で、海外に目を転じれば、特に米国では大学間の競争、なかでも優秀な教員の獲得をめぐる競争が積極的に展開されることで、全米に知的資源が分散するとともに地方大学が競争力を持つに至っているように思われます。アイビー・リーグを中心としたトップ私立大学のみならず、各州の公立大学である州立大学についても優れた研究人材の獲得と大学としての研究力の強化に努めています。特に、多くの中堅大学がそれぞれに得意な研究分野を持ちつつ、その分野における一流の研究者の獲得、場合によっては研究室レベルでのヘッドハンティング等を含め、非常に積極的な人材確保策が展開されており、それが結果的に研究人材の流動性を高めるとともに、大学の研究競争力の原動力ともなっているように窺われます。

他方、我が国においては、以前にくらべて人材の流動性は高まりつつあるものの、それは優れた教員の獲得をめぐる競争の結果ではなく、競争的研究費等を原資とした任期付きの教員・研究員等の大幅な増加を背景としたものとなっています。そのため、テニュア教員の固定化などを含め、必ずしも大学間における教員の獲得競争につながっておらず、人材の獲得競争をベースとした研究力の向上といったエコシステムの形成にはいまだ至っていないように思われます。

今後、我が国全体の研究力を強化していくためには、一部の研究大学だけでなく、多様な研究大学群の形成に向けて、中堅大学の研究力強化が必要不可欠です。そのためには、中堅大学が知的資源の獲得と集約を進め、それらを最大限活用しつつ、地域の実情や特色を活かした形で研究を推進する基盤を形成することで競争力を高めていくことが求められます。

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、「大学の研究力強化を図るため、2021 年度から、文部科学省における組織・体制の見直し・強化を進め、第 6 期基本計画期間中を通じて、国公私立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進する」とされており、2021（令和 3）年 10 月には科学技術・学術審議会に「大学研究力強

化委員会」が設置されるなど、多様な研究大学群の形成に向けた研究力の強化が具体的な政策課題として取り組まれつつあります。

そこで、本プログラムでは、特に中堅大学の研究力の強化を対象に、どのような組織的な取組が成功の鍵となっているか、あるいはいかなる試みが失敗に繋がっているのか、国内外の大学の事例分析を通じてその成功要因/失敗要因を抽出し整理することを通じて、大学の研究力強化に関する政策の推進にあたって具体的な知見の提供を目指す提案を求めます。たとえば、テニュア制度導入や組織的な人材のリクルート方法の採用等の人材確保に向けた取組事例や附置研究所の機能強化等の組織再編、財政力の強化と自立性の確保の方策、大学の枠を超えた連携の構築、さらには地域の実情や特色を活かした研究独自色の発揮等に関する事例の収集と分析を期待いたします。

（３）エビデンスに基づくスポーツ政策の推進に関する研究開発

スポーツ政策の推進に関する社会的・経済的インパクトに関する科学的根拠に基づいた新たな評価手法の構築を試みる提案を歓迎します。

担当課室：スポーツ庁　政策課

2021（令和 3）年 7 月から 9 月にかけて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。東京大会開催後の我が国のスポーツ政策の基本的なあり方を定める第 3 期スポーツ基本計画（2022～26 年度）では、東京大会の成果や新型コロナウイルス感染症拡大の中での自粛活動等を通じて得られた様々な経験を踏まえ、自発的にスポーツをすることの「楽しさ」「喜び」、スポーツを通じて「人々の心を動かす」といった、スポーツそのものの持つ価値を再確認しつつ、改めてこれらの価値を最大限発揮できるような施策に取り組むことが目指されています。

具体的には、①国民の幸福や健康増進に資する観点から、多様な主体によるスポーツ参画の機会を確保し、「国民のスポーツ実施率向上などスポーツ参画人口の更なる拡大を目指すとともに、②スポーツを通じた我が国の社会・経済の活性化を図る観点から、スポーツ市場規模の拡大やスポーツを通じた健康まちづくり、スポーツを通じた共生社会の実現などを推進することとされています。

スポーツ政策の推進にあたっては、他の政策領域と同じく、地方自治体やスポーツ団体、プロスポーツ、民間企業等といった様々なステークホルダーとの連携が不可欠であり、公的な資金の投入にあたっては、こうした多様な立場の力をより多く引き出すことができるような、効率的かつ効果的な公的資金の活用が求められています。そのため、スポーツそのものの振興に加えて、スポーツを通じた地域社会の活性化や、商品・サービス開発等のビジネス展開、スポーツという営みを通じ

た社会課題の解決など、スポーツを柱とした様々な政策展開が期待されるとともに、その政策効果についてのエビデンスが示されることがますます重要となっています。

一方で、我が国のスポーツ政策については、客観的根拠に基づく政策形成の推進にあたって、科学的な手法に基づいた事前及び事後の政策の効果に関する実践的な評価研究の蓄積が十分とは言い難い状況にあります。このため、現在の第三期スポーツ基本計画について、スポーツ庁がロジックモデルを提示していますが、今後、さらに政策的効果の予測や検証、スポーツ政策がもたらす経済的影響や社会的インパクトについて、科学的な手法に基づいた評価モデルを組み立てていくことが求められます。このため、実際に推進している施策あるいは終了した施策の効果をどのように評価するのか、評価すべき施策の範囲をどのようにとらえるのか、あるいは将来に実施する施策を的確に構想していくうえでその効果をいかにして予測するのか、スポーツ政策の特性を踏まえつつ、他の政策分野と同様に政策としての因果関係を整理するとともに、その効果に関する具体的な評価方法を研究史、構築していくことが求められます。

そこで、本プログラムでは、海外のエビデンスや科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」としてこれまでに創出、蓄積されてきた様々な知見を応用することで、特に、第三期スポーツ基本計画で示された政策に関して、上述した①及び②に関する施策群を対象として、スポーツ政策の効果の検証や、政策推進に関する社会的・経済的インパクトに関する科学的根拠に基づいた新たな評価手法の構築を試みる提案を求めます。実際の政策動向やその背景をふまえつつ、政策の効果を測定・評価する手法を新たに研究・開発するとともに、ロジックモデルの精緻化につながるような具体的な知見を提供することを通じて、第 3 期スポーツ基本計画の中間評価プロセスあるいは第 4 期スポーツ計画の策定に貢献することを目指す提案を期待します。

2.4 その他・留意点

（1）多様な分野・キャリアからの参画、果敢なチャレンジ

SciREX 事業がスタートして既に 10 年以上が経過しますが、我が国における「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する研究分野は、まだまだ揺籃期にあり、携わる研究者および実務者の層も十分に厚いとは言えません。本プログラムは、公募を通じた「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大をひとつの大きな目標としています。

そこで、本プログラムにおける提案では、人文・社会科学、自然科学を問わず多様な分野からの提案や、横断的・学際的な体制のもとに政策課題の特定と多角的な視点から、その解決手法を構想する提案を強く求めます。また、実際に政策形成に携わる実務者やその他のステークホルダーから

の参画を得ることで、学術的な知見の創出にとどまらず、政策ニーズをとらえた研究開発の推進と、政策実務にも応用可能な新たな知見の創出を目指すプロジェクトを歓迎します。選考においては、そうした分野やキャリアの多様性を考慮した評価を行います。多様な研究分野・キャリアからの参画、斬新なアイデアに基づくアプローチ、若手研究者・実務者による大胆な挑戦など、チャレンジングで意欲的な提案を期待します。

特に、若手研究者や女性研究者、さらには中間人材らによる挑戦的で萌芽的な提案について積極的な評価を行う方針といたします。

（２）中間人材による政策形成の実践に向けた取り組み

本プログラムでは、研究者による研究開発活動の推進はもちろん、研究開発を通じて創出された、または創出されつつある成果を実際の政策形成に結びつけていくためのプロモーション活動を積極的に展開していくことを強く推奨します。単に研究開発を推進し科学的知見を創出するだけでは、いかに科学的に優れた客観的根拠であったとしても、具体的な政策過程において活用されることは困難です。

そこで、プロジェクトの研究開発内容に対する深い見識を有するとともに、成果の受け手となる政策当局や担当者に対する幅広いネットワークを持ち、ステークホルダーのニーズや実際の政策環境に対する深い洞察力を有した「研究マネージャー」（リサーチ・アドミニストレーターやコーディネーターなど）等の**中間人材を研究開発実施体制における主要な役割（研究開発実施者を含む）として位置づけ、将来的な政策形成に向けて、研究開発成果のクオリティ・コントロールやコンサルティング、ステークホルダーとの合意形成、成果のプロモーションなどを行う人材を体制として組み込んでいる提案について積極的な評価を行う方針といたします**。こうした立場には、行政機関の外局として設置されている研究所やファンディング・エージェンシーの企画戦略部門に所属するフェローや研究官・研究員等、さらには府省からの受託事業や受託研究等を扱った実績を有する民間／非営利シンクタンクのメンバー等が具体的な候補として想定されます。

またこうした中間人材が自ら代表者となって研究開発プロジェクトを牽引するような提案も強く推奨します。シーズとニーズの双方の特性を理解し、研究開発成果を実際の政策に結びつけていくことができるような立場にいる人材、具体的には、審議会等を通じて現実の政策形成過程に関与している研究者、府省等に研究官やフェロー等の形で出向している大学教員や研究者、などの積極的な提案を期待します。

（３）研究開発推進における共創の取り組み

プログラム運営においては、プログラム総括およびプログラムアドバイザーが研究開発の進捗状況や成果を把握し、研究代表者らと一体となってプログラム目標の達成に向けた活動を行う、ハンズオン型のマネジメントを実施しています。

本プログラムは SciREX 事業の一環として、SciREX 事業の実施機関をはじめとする関係者と緊密な連携を図りつつ進めます。また、プロジェクトの進捗や状況に応じた、適切な段階での政策担当者やステークホルダーとの対話や協働、プロジェクトを横断・俯瞰する議論、成果の発信などを関係機関と連携して取り組みます。また、本プログラムにおいて、過去に終了したプロジェクトや RISTEX における他の領域・プログラムなどで採択されているプロジェクトなどとの知見の共有や協働を促すこともあります。

採択されたすべてのプロジェクトには、これらの「共創」の取り組みへの参画を求めます。このような点において、本プログラムは一般的な補助金制度による助成とは異なりますので、ご理解のうえでご応募ください。これは、個々の研究開発活動に大きな負荷をかけるものではありません。柔軟なプログラム運営によって、研究開発の円滑化、効率化を図るとともに、採択したプロジェクト間の相互作用を促進する交流・連携の場やネットワーク形成など、一般的な個々の研究開発プロジェクトでは得られない機会を提供します。

第 3 章　研究開発プログラムの概要と募集の枠組み

3.1 プログラムの目標

「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業（SciREX 事業）基本方針」（※）に基づき、JST　RISTEX では、公募型研究開発プログラム「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」を推進します。客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与するため、政策ニーズも踏まえつつ、政策の形成・執行・評価に係る実践に将来的につながりうる成果の創出を目指した研究開発を公募により推進します。本プログラムの実施を通じて、政策形成・執行・評価の実践に将来的につながりうる、新たな発想に基づく研究開発成果の創出を目指します。

プログラムの実施に当たっては、公募を通じて「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と、人材ネットワークの拡大に資することを目標とします。また、研究開発の推進に当たっては、SciREX センターを中心とした SciREX コミュニティ全体と密に連携して進めていきます。

※ 詳細は、第 10 章「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業（SciREX 事業）基本方針(令和 3 年 8 月 30 日)」（124～130 ページ）をご参照ください。

3.2 今年度に対象とする研究開発

以下の枠組みにおける研究開発提案を募集します。

（「第 2 章 募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方」（12～34 ページ）、「4.8 選考に当たっての主な評価項目」（49～50 ページ）もご確認ください。）

【通常枠・共進化枠共通】

① 国や地方公共団体の政策形成プロセスおよび大学・シンクタンク・企業・NPO・市民など幅広い主体における政策形成に関わる取り組みなど、いずれでも構いませんが、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策形成の実践に将来的につながりうる研究開発を対象とします。政策形成に資するエビデンスの創出やその利活用の在り方を考えるうえで有意義であり、特に、実際の政策ニーズを踏まえつつ、政策のための科学としての新たな発想に基づく指標や手法の開発、制度設計に資する方法論の提案など、オリジナリティのある提案を求めます。

② 政策に具体的貢献ができるような成果の創出や行政官と研究者が共進化することを念頭に

おいた提案を推奨します。一方、特定の事例や課題の解決に取り組むもので、政策ニーズが考慮されていない提案や、科学技術イノベーション政策形成に資する成果としての汎用化を想定していない提案は、本公募では推奨されません。

③　「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点からみて、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンが明確である提案を推奨します。

④　研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、将来的に「誰に、何を」与えるのか（どのように寄与しうるのか）が具体的に構想されている提案を求めます。

（研究開発プロジェクトの活動として、政策実装まで組み込まれている必要はありません。）

⑤　本プログラムが定める政策形成の実践を志向する研究開発プロジェクトに求められる６つの要件（16 ページ）を具体的に満たす提案を強く推奨いたします。

【共進化枠のみ】

⑥文部科学省が提示する政策課題に基づく研究開発の提案であり、文部科学省との連携した研究開発を通じて、政策課題の明確化と具体的な解決手法の創出を目指す取り組みを対象とします。

3.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ

通常枠：

（１）政策形成過程における研究開発成果の伝達と受容に関する研究開発

（２）戦略的なダウンサイジングに向けた課題の抽出と対応策に関する研究開発

（３）既存技術の社会化・制度化の促進と受容に関する研究開発

（４）研究開発プログラムの設計・マネジメント・評価に関する研究開発

（５）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する社会管理のあり方に関する研究開発

（６）危機管理下におけるリスクの最小化と経済的損失の最小化に関する統合的評価手法の開発

（７）行政機関等におけるデータの効果的なアーカイブ化と利活用に関する研究開発

共進化枠：

（１）研究指導の質をめぐる評価手法の開発と実行可能性の検討に関する研究開発

（２）中堅大学における研究力強化に関する国内外の取組に関する成功要因の分析

（3）エビデンスに基づくスポーツ政策の推進に関する研究開発

詳細は「2.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ」（19～32 ページ）をご覧ください。

3.4 研究開発期間・規模

◇ 研究開発実施期間

最大 3 年 6 か月間（2022 年 10 月～2026 年 3 月）

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。

◇ 研究開発費（直接経費）

通常枠・共進化枠ともに

1 プロジェクト最大 1,000 万円程度／年（初年度は最大 500 万円程度／6 か月）

研究開発費については、プロジェクトの進捗などに応じて適宜、適正化を図ります。

◇ 採択予定件数

通常枠、共進化枠を合わせて数件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

3.5 提案および研究開発実施に当たっての留意事項

本プログラムでは、プログラム総括およびプログラムアドバイザーが、研究開発の進捗状況や成果を把握し、研究代表者らと一体となってプログラム目標の達成に向けた活動を行う、ハンズオン型のマネジメントを実施します。また、SciREX 事業の一環として実施する研究開発プログラムであり、関係機関などとの連携のもとに推進します。以下に記載する本プログラムの推進方法および「第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について」について了解したうえで提案してください。

3.5.1 研究開発プログラムのマネジメント

RISTEX は、以下のような体制や方法で本プログラムを運営します。

① プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、全体マネジメントを行います。

② 総括に対し専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置きます。

③ 総括、プログラムアドバイザー、プログラム担当が一体となり、研究開発プロジェクトの募集・

選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み（研究開発への助言、サイトビジットの実施など）を行います。

④　総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行います。

⑤　プログラムの運営に当たっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、SciREX の事業方針や進捗状況に応じて、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していきます。

⑥　プログラムの運営においては、特に、採択した研究開発プロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、研究開発プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（プログラムサロンなど）を積極的に行います。また、研究開発成果のアウトリーチ活動（成果報告会やウェブ等での情報発信など）も実施します。

なお、上記のマネジメントに際しては、SciREX 事業および RISTEX における本プログラムの役割・位置づけなどを踏まえ、SciREX 事業および RISTEX 内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、本プログラムの進捗状況や成果に関する情報共有を図ります。

3.5.2 研究開発の評価

RISTEX は、研究開発プログラムおよび研究開発プロジェクトを対象とした評価を行います。

（１）研究開発プログラムの評価

・SciREX 事業の基本方針に基づき、今後適切な時期に実施される事業全体についての評価にあわせて、研究開発プログラムの評価を実施します。

（２）研究開発プロジェクトの評価

・応募提案は、総括がプログラムアドバイザーなどの協力を得て選考を行います。その選考結果に基づいて、RISTEX は実施する研究開発プロジェクトを選定します（事前評価）。

・通常枠と共進化枠は一部で評価項目等が異なる場合があります。

・全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発実施終了後に、総括がプログラムアドバイザーなどの協力を得て、事後評価を実施します。

・全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。

3.5.3 その他

①　得られた研究開発成果を、現実の政策形成プロセスにおいて積極的に活用していくことを目指

す SciREX 事業においては、社会や行政からのニーズを適時的確に事業の設計・運営に反映させるとともに、基本方針に基づく研究開発の推進に当たって、政策当局をはじめとした関係者との緊密な連携を図っていくことが重要と考えています。本プログラムにおいても、SciREX 事業の他のプログラムや関係機関との連携のもと、採択された各研究開発プロジェクトの進捗や状況に応じた適切な段階での政策担当者などとの協働、プログラム全体の成果の集約・構造化および発信の取り組みへの参画が求められています。

② 日本における科学技術イノベーション政策のための科学に関する研究分野は、諸外国に比して研究者の層が十分に厚いとは言えない状況にあります。研究開発プロジェクトの公募やネットワーク構築の取り組みなどにより、関連する学際的研究体制において研究者の層を広げていくことが重要と考えます。このため、若手の登用や、新分野からのチャレンジなどの新規参入拡大に積極的に取り組みます。

③ 研究開発成果は社会の共有資産として、国の行政機関での利用をはじめ、地方公共団体、教育研究機関、メディアなど、多様な主体において利用されることが期待されています。このため、特に研究開発の過程でデータ類を作製する場合には、研究開発実施期間または終了後に、それらのデータが SciREX 事業の「データ・情報基盤」などにおいて集約されることが想定されています。

④ 文部科学省が定めた SciREX 事業の基本方針においては、SciREX 事業の各拠点・関係機関間の一層の連携強化と政策形成の実践のための研究開発推進が求められます。ただし、新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に資する本プログラムにおいて、基本方針に基づく研究プロジェクト（共進化プロジェクト）の実施に直接的に関わる者は、募集・選考の対象外となることがあります。

⑤ 共進化枠については、採択後、連携先となる文部科学省の各課との定期的な意見交換や打ち合わせ等を実施することが求められます。具体的な頻度については、プロジェクトごとおよび担当課室ごとに異なりますが、年に 2 ～3 回程度の意見交換・打ち合わせを必須とします。

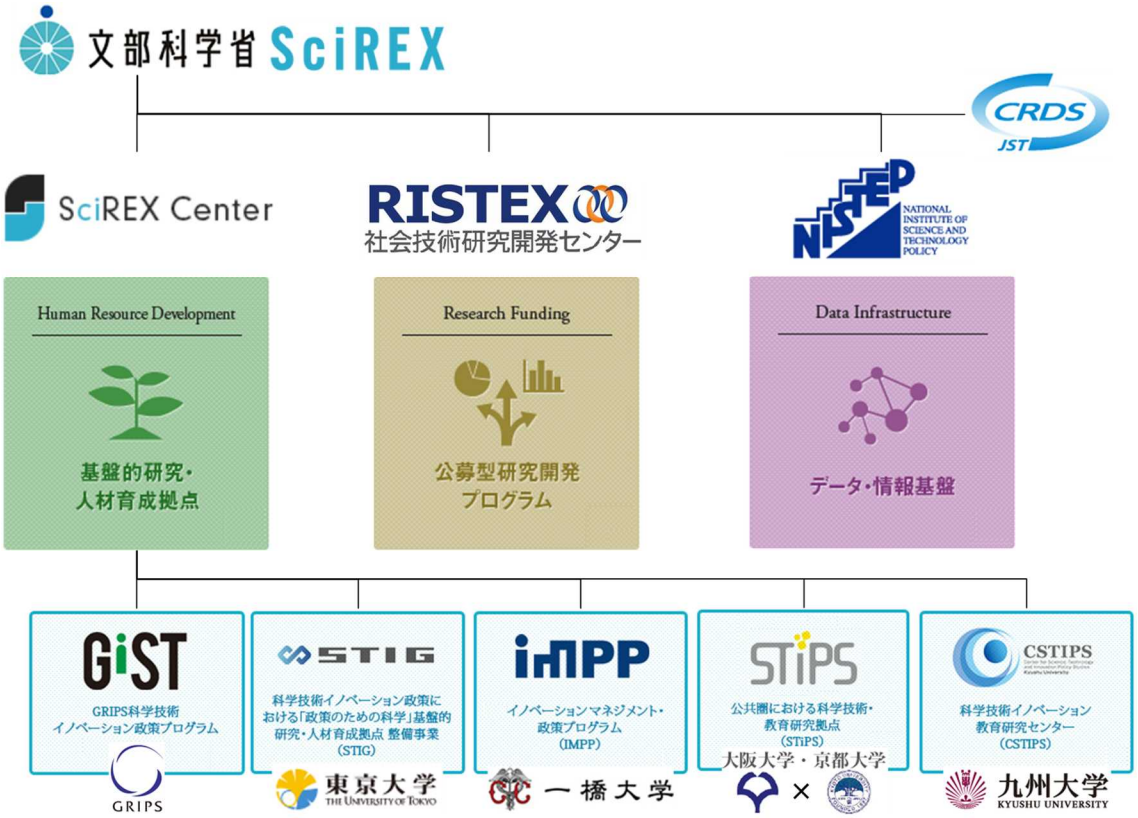

参考： SciREX 事業の構成と実施機関

第 4 章　公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。他の領域・プログラムとは募集期限日が異なりますので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます（「4.6　応募方法」参照）。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。募集期限間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって応募を完了してください。また、募集期限時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集期限までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象としません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正または提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	4 月 5 日（火）
募集説明会	4 月 12 日（火）オンライン開催
（一次）提案書受付期限（※）	5 月 9 日（木）12：00
（一次）書類選考の結果通知	6 月中旬
（二次）提案書受付期限	7 月上旬
（二次）書類選考の結果通知	8 月上旬
面接選考会	8 月 20 日（土）（予定）
面談（採択条件の説明）	9 月 5 日（月）（予定）
選考結果の通知・発表	10 月上旬（予定）
研究開発の開始	10 月上旬（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

4.2 研究開発期間

最大 3 年 6 か月間（2022 年 10 月～2026 年 3 月）

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。

4.3 研究開発費（直接経費）

通常枠、共進化枠ともに 1 プロジェクト最大 1,000 万円程度／年（初年度は最大 500 万円程度／6 か月）

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

研究開発費については、選考を通じて査定を受けます。また研究開発プロジェクトの進捗等に応じて適宜、適正化を図ります。詳しくは「5.5 研究開発費」をご参照ください。

4.4 採択予定課題数

通常枠、共進化枠を合わせて数件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

4.5 応募要件

4.5.1 応募の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解のうえ、ご応募ください。

4.5.2 研究倫理教育に関するプログラムについて

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章 提案公募 Q&A」をご参照ください。

4.5.3 重複応募について

（1）1 人の方が**研究代表者として応募できる提案は、通常枠・共進化枠あわせて 1 件のみ**です。「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」内において通常枠と共進化枠に重複して応募することはできません。

（2）本プログラムは、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出/ソリューション創出フェーズ、および社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）」、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」の 2022 年度公募に**重複して応募することはできません**。

（3）現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募することができません（当該研究開発の実施期間が 2022 年度以内に終了する場合を除く）。

※戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）と重複して応募することはできます。

※SciREX 事業の基本方針に基づく研究プロジェクト（共進化プロジェクト）の実施に直接的に関わる者は、募集・選考の対象外となることがあります。

4.5.4 提案者の要件

a. 実施者（数名～10 名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。

b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下に該当する方も、提案者として応募できます。

・国内の機関に所属する外国籍の方。

・現在、特定の機関に所属していない、または海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関において研究開発プロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の

機関に所属して当該機関において研究開発プロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方公共団体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.8 実施機関等の責務等」をご参照ください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理および研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

c. 研究開発プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等」をご参照ください。例えば、研究開発プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案期限までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

e. 応募に当たって、以下の 4 点を誓約できること。

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）の内容を理解し、遵守すること。

・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。

・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ 上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認していただきます。

4.5.5 実施機関の要件

実施機関は、研究開発を実施するうえで、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.8 実施機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

4.6 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。 紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできません。

詳細は「第 7 章　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

（1）実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。新たに e-Rad のログイン ID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録

② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトもご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。 なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的研究費に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

（2）提案書の作成

e-Rad ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）または RISTEX の提案募集ウェブページ（https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/）から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいたうえで、「第 9 章　提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

（3）提案書の提出

「社会技術研究開発事業」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

4.7 選考方法

4.7.1 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「4.8 選考に当たっての主な評価項目」（49～50 ページ）を基に総合的に判断します。

（１）一次選考： 指定の様式（「第 9 章 提案書の記載要領」（119～123 ページ））によるコンセプト提案（概要版）を受け付け、評価者による書類選考を行います。その結果、書類選考（二次）の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、二次選考用の提案書様式（詳述版）等についてお知らせします。通知の際には、一次選考における提案内容に対する評価者等からのコメントをフィードバックいたします。

（２）二次選考： 二次選考用の提案書に基づく書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。通知の際には、二次選考における提案内容に対する評価者等からのコメントをフィードバックいたします。

（３）面接選考： 面接選考では、提案者（研究代表者）に研究開発プロジェクトの構想を説明していただきます。

（４）書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者（研究代表者）に通知します。

（５）選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」（41～42 ページ）を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ウェブページにて随時お知らせします。

（６）上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及び実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

（1）選考に関わる者に係る利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等がある場合は、提案書の備考欄に具体的に記載してください。

a. 提案者と親族関係にある者。
b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の実施機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

（2）研究代表者に係る利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者（実施者）を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 研究代表者が株式を保有している機関。

d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の備考欄にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

（3）JST に係る利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を実施機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を実施機関とする場合、提案書の備考欄にて出資先企業が実施機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST に係る利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01

※申告の基準日は本プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業について

は、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブページを参照してください。

https://www.jst.go.jp/entre/news.html

4.8 選考に当たっての主な評価項目

選考に当たっては、以下のような観点を重視しながら（「第 2 章 募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方（12～34 ページ）」および「第 3 章 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み」（35～40 ページ））、客観的根拠に基づく政策形成プロセスの実現に対するインパクトや本プログラムの目標達成に向けた必要性、テーマ間のバランスを含め、総合的に検討したうえで判断し、採択提案を決定します。

〈研究開発構想〉

①客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与する研究開発構想としての新規性、独創性がある。

②関連する国内外の研究開発や SciREX 事業における研究開発など、類似の取組の動向を整理したうえで研究開発プロジェクトの意義が述べられ、オリジナリティのある提案となっている。

③研究成果としての科学的知見の有効性が政策担当者に理解されるよう、政策形成の実践に結びつけていくための工夫や取り組みが具体的に構想されている。

〈創出しようとする成果〉

④本プログラムにおける「提案が期待されるテーマ」との関係性が明らかにされている。

⑤「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点から、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンが明らかにされている。

⑥提案する研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、最終的に「誰に、何を」与えるのか（どのように寄与しうるのか）が構想されている。

〈計画〉

⑦成果の創出に向けて必要な方法論や研究体制が検討され、目標の達成に向けて妥当な研究開発計画となっている。

⑧研究開発プロジェクトの目標の達成に向けて、スケジュール（マイルストーンや PDCA 等のプロセス）が適切に設定されている。

⑨政策担当者との関係性の構築に向けた具体的な取り組みが構想されている。

〈研究開発費、研究開発実施体制の妥当性〉

⑩提案する研究開発プロジェクト構想に対して、その予算規模や期間、研究開発実施体制が適切である。

⑪研究開発を具体的に推進する者以外に、研究と政策とを架橋する役割を担う中間人材が研究開発実施体制における主要なメンバーとして位置づけられている。

〈提案者（研究代表者）〉

⑫提案者（研究代表者）が計画を推進するうえで熱意と責任をもって研究開発を遂行できる。

〈政策およびエビデンスに関する基本的な理解〉

⑬「政策」に関する基本的な理解がなされているとともに、政策実務の実態についても十分な理解がなされている。

⑭実際の政策形成の場面においける「エビデンス」については、研究者が考える科学的エビデンスと行政をはじめとする政策担当者が考える「エビデンス」とが必ずしも一致しない状況が存在しうるということが理解されている。

※その他の加点要素として、下記の点についても評価の対象とします。

⑮国際的な視点から、国内外の研究動向の中に提案される研究開発プロジェクトを位置づけたうえで、国際的にも有意義な成果の発信が期待できる。

⑯新規参入等コミュニティの拡大や人材育成（若手研究者・女性研究者の参加・活躍等）が期待できる。

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。
詳しくは、「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

4.9 お問い合わせ等

（1）募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び 最新情報	社会技術研究開発センター　提案募集ウェブページ https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/
募集要項 及び 提案書の提出	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ウェブページ https://www.e-rad.go.jp/

（2）お問い合わせ

募集内容について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	JST 社会技術研究開発センター ※電子メールでお願いします E-mail：boshu-stipolicy@jst.go.jp　（プログラム個別の事項） boshu@jst.go.jp　（プログラム横断的な事項）
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について 実施機関・実施者の登録、e-Rad の操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-057-060（ナビダイヤル） （9:00～18:00／土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

※採否を含む審査状況に関する問い合わせには、一切回答できません。

※提案書受付期限日（提案締切日）は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

第 5 章　社会技術研究開発における研究開発の推進等について

5.1 実施計画

a. 採択後、研究代表者は、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時に総括の確認、承認を経て決定します。

b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、総括の承認を経て決定します。総括はアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。

c. 総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定に当たって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、総括によるプログラムのマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々をプロジェクトのメンバー（数名～10 名程度）として参加させ、適切な実施体制（グループ）を構築していただきます。プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。

b. 実施体制を構築するにあたり、グループ毎の役割、担当する研究開発の内容を明確させた上で、研究開発を実施します。

c. JST は、予算執行を行う実施者（研究代表者、主たる実施者）の所属する機関（実施機関という）と委託研究契約を締結します。

d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。

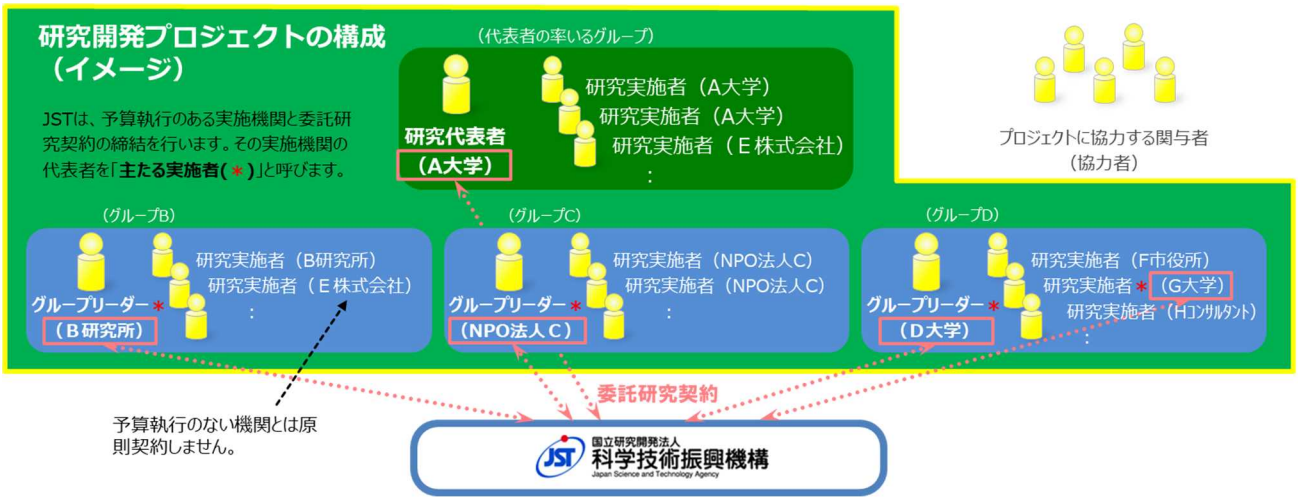

5.3 実施拠点

実施者は実施機関を拠点として研究開発を実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

a. 採択後、JST は研究担当者の所属する実施機関との間で委託研究契約を締結します。

b. 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.8 実施機関等の責務等」をご参照ください。

c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

（補足）　委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、 一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費

b. 旅　費：研究代表者・主たる実施者および採択後に作成する研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等

c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金

d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等）（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 11 月 13 日改訂）
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下 URL を参照してください。
https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

・研究目的に合致しないもの

・間接経費による支出が適当と考えられるもの

・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの （※3）

※3　JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

府省共通経理取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業）

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_ristex_betten9.pdf

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。実施機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.6 評価

(1) 研究開発領域・プログラムの評価

・研究開発領域・プログラムについては、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

(2) 研究開発プロジェクト等の評価

・提案は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。

・全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施します。

5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等

(1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 研究代表者および実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、プロジェクトの戦略・進捗状況等を確認する会議（サイトビジット時の実施を想定）やその他評価等への対応など行っていただきます。また、総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究

開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラムの目標の達成に向けて、JST 主催のプログラム活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、社会技術研究開発事業の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JST と実施機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) 研究開発領域・プログラムの評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.8 実施機関等の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関から事前承諾を確実に得てください。

a. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、委託研究契約事務処理説明書、研究揮発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究開発の実

施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

b. 実施機関は、「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」（81～83 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

c. 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」（83～87 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 実施機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととして

ください。

　また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 実施機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

　また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。実施機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該実施機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画しかつ実施機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

　これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参画する実施機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。

また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関の事前承諾を確実に得てください。

a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。

b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究実施は認められません。

c. 実施機関は、委託研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

d. 研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、JST へ無償譲渡するか、JST と均等共有となります。均等共有とする場合、知的財産権の保護申請、維持等に必要な費用等も JST と均等に負担する義務があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合は、速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

5.10 その他留意事項

5.10.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（直接経費）により専従雇用されている研究者等が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発課題等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html

5.10.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal　https://jrecin.jst.go.jp/)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal のウェブ応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 6 章　応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究提案（代表）者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

（1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済みと申告してください。

（2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済みと申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

https://edu2.aprin.or.jp/ard/

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁＋ARD※）を申告してください。

※2019（令和元）年 8 月以前に修了した場合は、Ref＃から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail： rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター(RISTEX)

E-mail： boshu-stipolicy@jst.go.jp　（プログラム個別の事項）

boshu@jst.go.jp　（プログラム横断的な事項）

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

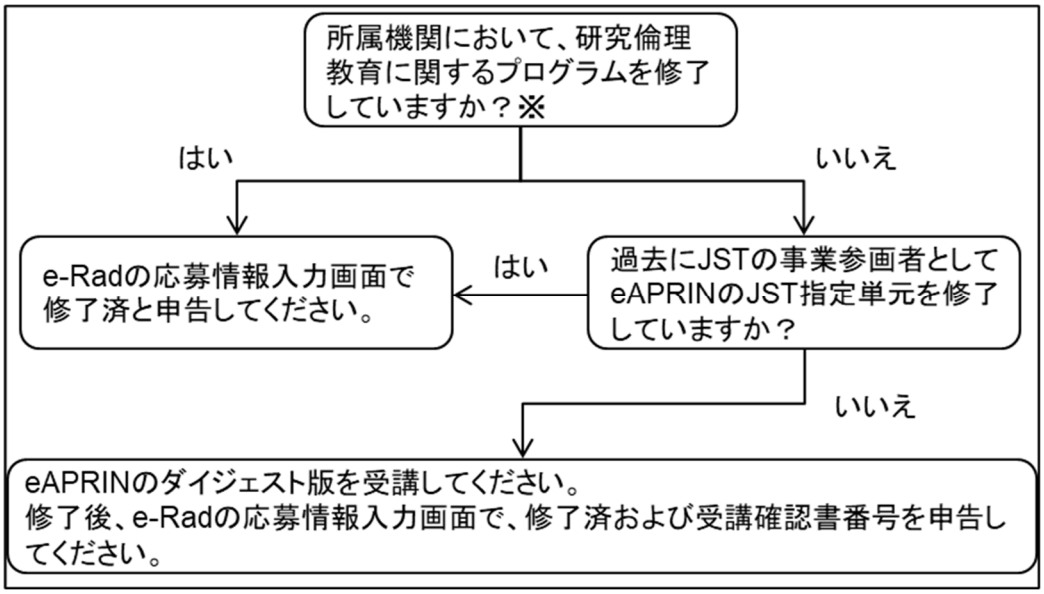

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究開発実施者(主たる実施者を含む)に「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただきます。ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN（旧 CITI）の指定単元を修了している場合を除きます。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）

が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※　所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等

を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（ｉ）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）　に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿

情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ⅱ）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※　無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性

を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ｉ）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間※３</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者※１</td><td colspan="2">1 個人の利益を得るための私的流用</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　１以外</td><td>①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>５年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>２～４年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2"></td><td>５年</td></tr>
<tr><td>不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者※２</td><td colspan="2"></td><td>善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限２年、下限１年</td></tr>
</table>

以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公

表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブページにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2022 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、2021 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/　（競争的研究費制度）

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_ristex_betten9.pdf

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下 URL を参照してください。
https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

6.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内としています。

6.10 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

（１）JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
（２）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
（３）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各実施機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.11 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（ https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html ） 又 は 「 よ く あ る 質 問 と 答 え 」（https://qa.e-rad.go.jp/）を参照してください。

6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定)
https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
(令和 2 年 9 月 10 日改正 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク」
https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

○「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

6.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるＲＡ等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の

下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- 学生をＲＡ等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年４月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、５年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年２月 25 日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い

経費を活用することで、５～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（５年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

○「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」（令和２年４月 10 日）
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf

なお、社会技術研究開発事業における「若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」への対応については、以下 URL を参照してください。
https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html

6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さら

に、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1　現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022 年 5 月 1 日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2　非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があ

ります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3　輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

・経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html

・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター
https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html

・経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html

6.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号　和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

6.20 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

○「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

・サイエンスアゴラ
https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/
・日本科学未来館
https://www.miraikan.jst.go.jp/

6.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化

や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱い関する JST の基本方針
https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.22　バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照してください。

6.22 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（https://biosciencedbc.jp/）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

＜問い合わせ先＞

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

6.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST RISTEX Grant Number　10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、【JPMJRX+英数字 4 桁】です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST RISTEX Grant Number JPMJRXxxxx.

【和文】

本研究は、JST、RISTEX、JPMJRXxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

6.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特

別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和２年度までに９件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

○「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」
（令和２年３月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

6.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（１）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備ついて

本事業の応募、研究実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査

のガイドライン（実施基準）」（令和３年２月１日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

（２）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、2022（令和 4）年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から 2022（令和 4）年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省研科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、2021（令和 3）年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、2022（令和 4）年度版チェックリストを 2022（令和 4）年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意くだ

さい。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について実施機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

6.27　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

（１）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

実施機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

（２）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2022（令和 4）年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から 2022（令和 4）年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、2021（令和 3）年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記に

かかわらず契約は認められますが、この場合は、2022（令和 4）年度版研究不正行為チェックリストを 2022（令和 4）年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e－Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（ｉ）契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他

府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

<table>
<tr><th colspan="3">特定不正行為に係る応募制限の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>応募制限期間※</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">１．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>５～７年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>３～５年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．１．及び２．を除く特定不正行為に関与した者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>１～２年</td></tr>
</table>

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

（ⅳ）不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、実施機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブペ

ージにおいて公開します。

6.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム（e-Rad） に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

6.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（https://researchmap.jp/）は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

6.32 JST からの特許出願について

実施機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、実施機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、実施機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、実施機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 7 章　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

特に以下の点にご留意ください。

（１）提案者は、事前に実施機関及び研究者の事前登録が必要です。

詳細は「7.5（１）」 をご参照ください。

（２）提案者は、事前に研究インテグリティに係る情報を e-Rad に登録する必要があります。

詳細は「7.5(2)」を参照してください。

（３）e-Rad への情報入力は、募集締切前数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

（４）入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。

詳細は「7.5（４）e-Rad への応募情報入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/）をご参照ください。

（５）研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切までは、提案者自身で提出済みの研究提案を引戻し、再編集する事が可能です。ただし、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引戻し後の再編集、再提出に著しく時間を要する恐れがあるため、極力避けてください。募集締切後は「引戻し」はできません。

詳細は「7.5（5）研究開発提案書の提出」の「■ 応募情報状況の確認」「■提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関の事務担当者による登録が必要です。※詳細は 7.5(1)、(2)

↓

(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。応募する領域・プログラム等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(3)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 以内）※詳細は 7.5(4)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※詳細は 7.5(5)

↓

(5) 研究開発提案書の提出

提案書をアップロードし、提出します。応募する領域・プログラム等により提出先が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(6)

7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

（１）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境（https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html）を、あらかじめご確認ください。

（2）問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章および e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、**審査状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。**

事業に関する問合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合わせ	JST 社会技術研究開発センター 企画運営室	＜電子メールでお願いします＞ E-mail： boshu-stipolicy@jst.go.jp （プログラム個別の事項） boshu@jst.go.jp （プログラム横断的な事項）
e-Rad の操作方法に関する問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060 (ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○本事業の提案募集ウェブページ：https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/

○e-Rad ポータルサイト：https://www.e-rad.go.jp/

（3）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

（1）実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録

e-Rad の使用に当たっては、応募時までに e-Rad に実施機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事

業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○実施機関（研究機関）の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

○実施者（研究者）の登録

研究機関は、「社会技術研究開発事業」の研究代表者として本プログラム等に応募する提案者について、研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには ID を取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

（2）研究インテグリティに係る情報の入力

※e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)に本情報の入力を行っていない場合は必ず情報の登録を行って下さい。既に登録済みの方は必要ありません。

2021 年 12 月 17 日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度 名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用 プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。

このため、以下の手順に従い、**応募前**に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をお願いいたします。

※e-Rad ログイン方法

① ポータルサイト画面右上の【ログイン】をクリックしてください。

② 提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者情報が右上の研究者の欄に自動的に表示されます。

※初回ログイン時は、初回設定が求められます。

① e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。

②続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリックしてください。

③「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の部分で【行の追加】をクリックしてください。

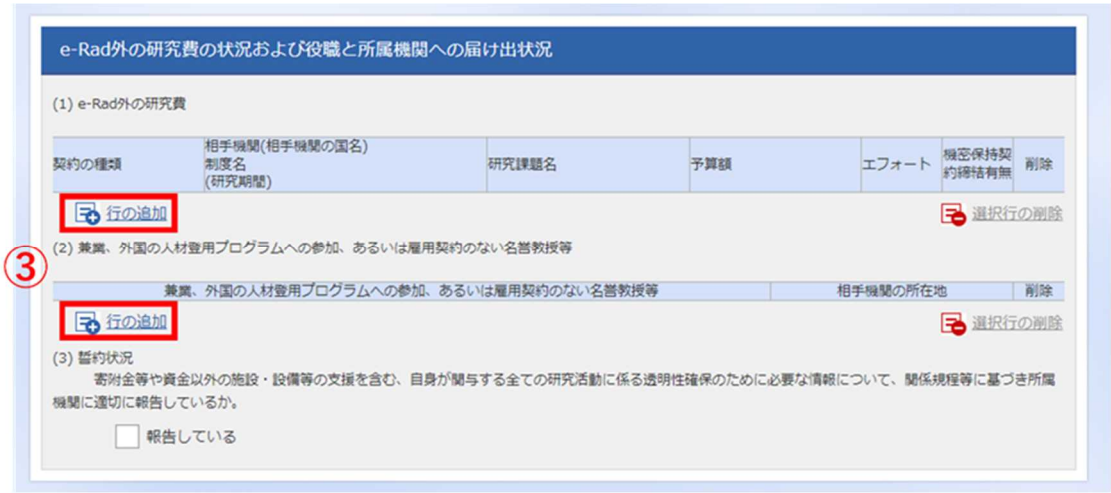

④「(1) e-Rad 外の研究費」「(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等」の記入欄に入力してください。

⑤上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。(**※この部分は必須となります。チェックマークが入っていない場合、応募ができません。**)

【入力例】

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外の入力は必要ありません。

※エフォートは合計が１００％を超えないようにして下さい。

※「(3) 誓約状況」のチェックボックスに必ずチェックを入れて下さい。

⑥すべて入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。

⑦「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されるので【OK】をクリックしてください。

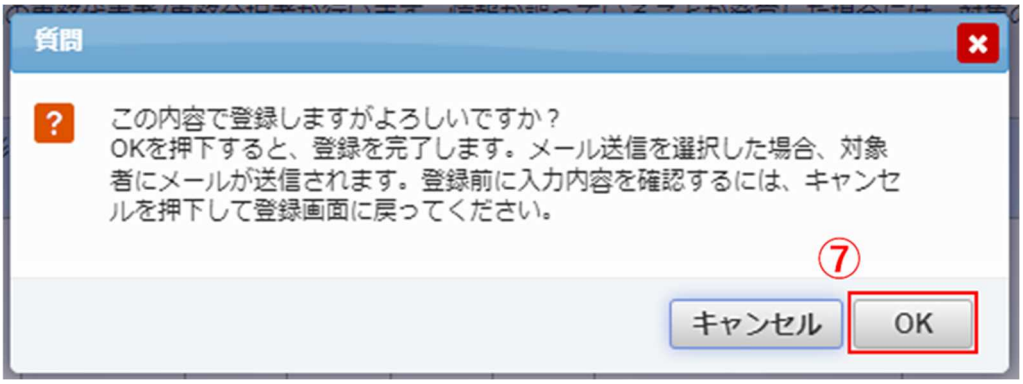

入力が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

（3）募集要項及び提案書の様式の取得

1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。

3) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくはクイックメニューの③「新規応募」をクリック。

4) 「検索条件」から簡易検索（“社会技術”や領域・プログラム名など）し、公募名「**科学技術イノベーション政策のための科学（2022）**」をクリック。

5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「科学技術イノベーション政策のための科学（2022）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

※**必ず応募する研究開発領域・プログラム、年度の様式を使用してください。異なる領域・プログラム・年度の様式では申請できません。**

募集要項：「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。

・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。
その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

（4）提案書の作成

・提案書の作成に際しては、本公募要領をよくご確認ください。

・提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。

作成に当たっての注意点

・ PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】としてください。
・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
・ 変換後の PDF ファイルは、次のようなエラーが発生する可能性があるため、必ず開いて確認してください。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

（5）e-Rad への応募情報入力

ログイン方法、公募の検索方法は、（2） をご覧ください。

1) 公募の検索

公募名「**科学技術イノベーション政策のための科学（2022）**」の「応募する」をクリック。

2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。

■応募情報の一時保存・入力の再開について

1）一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。

2）再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をクリック。

［応募/採択課題一覧］画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”やプログラム名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。

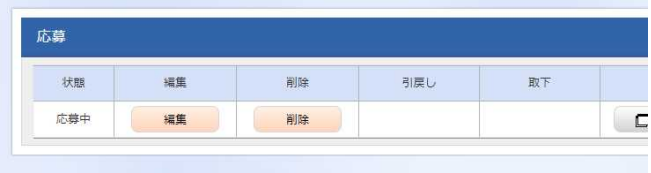

3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

①「基本情報」タブ

・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）：2022（年度）

研究期間（終了）：（最大）2025（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的、研究概要：一文で簡潔に記載してください。

（1,000 文字以内とは e-Rad 入力の仕様です）

ファイルのアップロードは行わないでください。

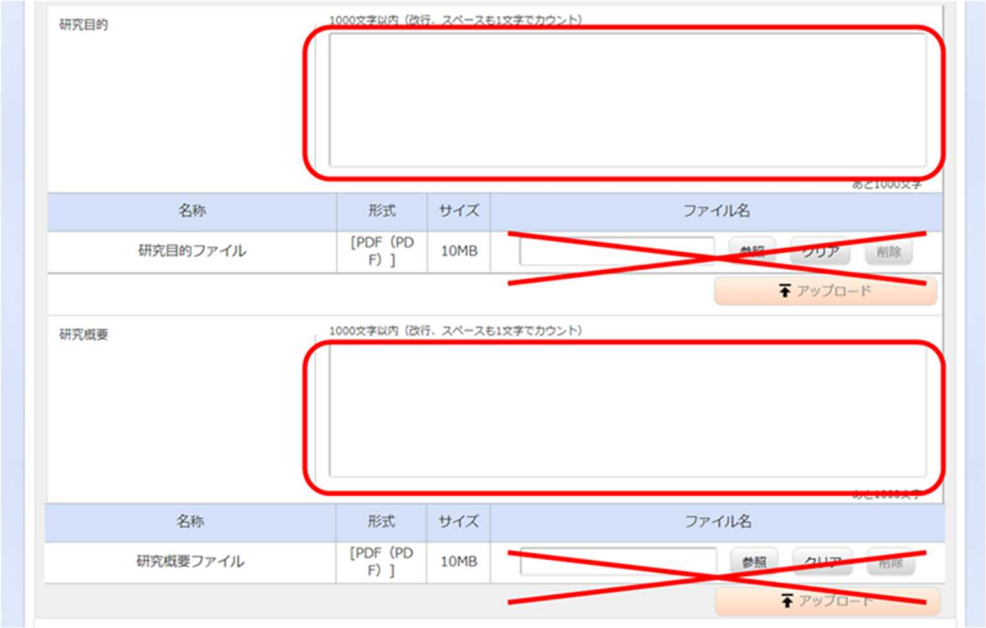

・「基本情報-申請書類」から、**提案書をアップロード**してください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提出しないでください。提出されても審査の対象になりません。

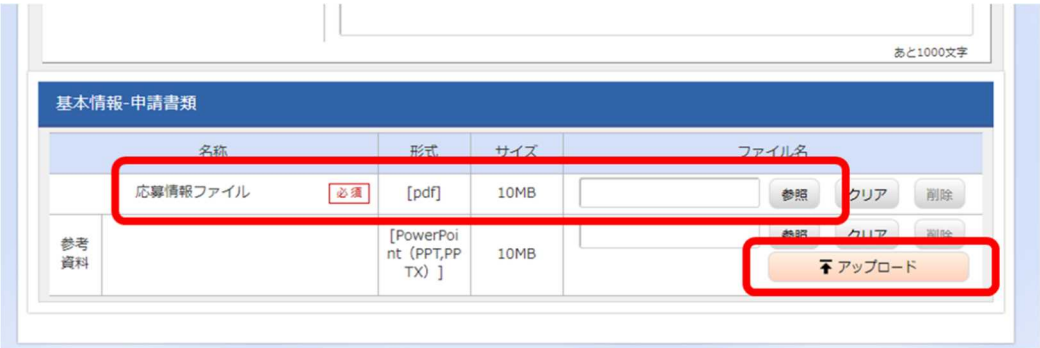

②「研究経費・研究組織」タブ

・「研究経費」の 2.年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2022 年度から終了年度（最大で 2025 年度）に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30%以内です。

・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

研究代表者のみ記載してください。

主たる実施者がいる場合でも記載は不要です（行の追加はしないでください）。

予算額は研究代表者に全て計上してください。

直接経費、間接経費とも初年度（2022 年度）の額（「研究経費」の 2.年度別経費内訳の 2022 年度と同じ額）を記入してください。

※研究組織内の連絡事項は登録不要です。

実施者（研究者）情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

③「個別項目」タブ

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

・「研究代表者連絡先」には、郵便物を受け取るために必要な情報を正確に記載してください。

・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。

・［確認］と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。

・研究倫理教育に関するプログラムについては募集要項の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

・eAPRIN（旧 CITI） ダイジェスト版を修了している場合は、必ず受講確認書番号を入力してください。

④「応募・受入情報」タブ

このタブでは作業不要です。

「本研究課題に応募する理由」の記載欄がありますが、入力は必要ありません。

（６）研究開発提案書の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

［応募/採択課題一覧］画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

正常に提出されていれば、「申請の種類（ステータス）」が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。
募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。

■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類（ステータス）」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

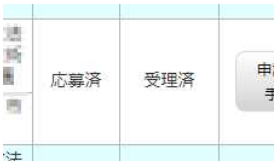

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切までは、研究提案を引戻して修正することができます。

※ **募集締切後は「引戻し」はできません。**

1）上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。

2）「申請可能な手続きへ」をクリック。

3）応募／採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

第 8 章　提案公募 Q&A

■研究倫理教育に関するプログラムの受講について

（研究倫理教育に関するプログラムの内容について）

Q　所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A　研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

（参考）平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日　文部科学大臣決定）では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課
E-mail :　　rcr-kousyu@jst.go.jp

（プログラムの修了証明について）

Q　研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A　提出の必要はありません。

（プログラムの受講期限について）

Q　応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A　研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。詳細は、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

（受講確認書番号の申告について）

Q　eAPRIN（旧 CITI）ダイジェストを修了しましたが、受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。

A　クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に受講確認書番号（数字 7 桁＋ARD）が表記されています

受講確認書
JST申請用

Confirmation Report

下記の単元を受講し、合格点を取得しました
Took the following lesson and passed.

単元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト／< Digest Version >
Responsible Conduct of Research_RCR

受講日(Passed on): 2019/06/13

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930269ARD　←受講確認書番号

氏名(FULL NAME): 栄富林 花子

機関名(ORGANIZATION): APRIN大学

部局名(DEPARTMENT): 理工学部

メールアドレス(Mail Address): aprinhanako@xxx.ac.jp

一般財団法人 公正研究推進協会
Association for promotion of Reserch integrity

Q　過去に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了したが、もう一度受講する必要がありますか。

A　再度受講する必要はありません。なお、その際に発行された受講確認書番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。

（eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版の英語版について）

Q　機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A　 eAPRIN（旧 CITI）英語版の受講をお願いします。

※「eAPRIN」は、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より、「CITI Japan」から「eAPRIN（イー・エイプリン）」に名称が変更されました。

■その他

（提案者の要件）

Q　年齢制限はありますか。

A　特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制を構築し、研究開発プロジェクトを推進できることが求められます。

（重複応募）

Q　JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域・プログラムへの応募はできますか。

A　応募は可能です。ただし、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出/ソリューション創出フェーズ、および社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）」、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」の 2022（令和 4）年度公募とは重複して応募することはできません。また、JST が運用する全ての競争的研究費制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

（応募時の機関の承認）

Q　提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A　e-Rad からの応募に機関承認は不要ですが、事前の承諾は確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.8 実施機関の責務等」もよくお読みください。なお、承諾書の提出は不要です。

（海外の機関での実施について）

Q　海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A　海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。

② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。

③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

（研究費の応募受入状況について）

Q　「6.2　不合理な重複・過度の集中に対する措置」における他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況について、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。

A　応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

（面接選考会）

Q　面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A　多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

（研究開発費の根拠について）

Q　提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A　必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

（直接経費について）

Q　研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A　一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・JST（プログラム総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるときは JST（プログラム総括）の事前承認が必要

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

（間接経費について）

Q　間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A　間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日　競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ／令和 3 年 10 月 1 日改正）では、以下のように例示されています。

（１）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

（２）研究部門に係る経費

（ウ）共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人

件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

（オ）特許関連経費

（カ）研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

（３）その他の関連する事業部門に係る経費

（キ）研究成果展開事業に係る経費

（ク）広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/）を参照してください。

（外注について）

Q　ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A　プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

（採択後の異動について）

Q　研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開

発を継続できますか。

A　異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

（再委託について）

Q　JST と実施者が所属する研究機関の委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。
（注）委託研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A　本事業では委託研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

（（主たる実施者／グループリーダー）定義や違いについて）

Q　主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A　「主たる実施者」と「グループリーダー」の違いは以下のとおりです。

主たる実施者：

JST は予算執行を行う研究担当者が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結し、研究開発費を支出します。委託研究契約を締結する機関ごとに、その機関を代表する 1 名の「研究担当者」を定めます。研究代表者以外の機関の研究担当者を、「主たる実施者」と呼びます。

グループリーダー：

研究開発プロジェクトは、研究開発内容や計画に応じて、複数のグループにより構成されます。それぞれのグループを代表する研究者を「グループリーダー」と呼びます。グループごとに 1 名の「グループリーダー」を設定いただきます。

従って、複数の研究機関によりグループが構成されるなどの場合は、「主たる実施者」と「グループリーダー」が必ずしも一致しません。

（（主たる実施者／グループリーダー）e-Rad への登録について）

Q　e-Rad に研究代表者以外に誰を登録する必要がありますか。

A　主たる実施者（／グループリーダー）を登録してください。その他実施者の登録は不要です。

（（主たる実施者／グループリーダー）e-Rad の研究者番号について）

Q　主たる実施者（／グループリーダー）は研究者番号を持っていませんが、大丈夫でしょうか。

A　提案時に主たる実施者（／グループリーダー）の研究者番号は不要です。

（年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保について）

Q　研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A　JST においては、実施者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

※各実施機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

※新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限について別途設定されることもあります。

Q　RISTEX の他の領域・プログラムの昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A　下記ウェブページをご覧ください。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 2021 年度新規プロジェクトの決定について（2021 年 10 月 1 日）

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1525/index.html

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 2021 年度新規プロジェクトの決定について（2021 年 11 月 1 日）

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1535/index.html

社会技術研究開発センター（RISTEX）提案募集ページ

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/

（英語公募要領と英語による提案書の作成について）

Q　英語公募要領も公開されていますが、日本語版と全く同じ内容と理解して良いですか。

A　英語公募要領は日本語公募要領を翻訳して作成したものです。文言によって万が一異なる理解が

生じた場合、日本語版を正としてください。

Q　提案書は英語で作成しても良いですか。

A　本プログラムでは、国内の科学技術イノベーション政策の形成に寄与することを目的とするため、応募に当たっても日本語提案書のみを受け付けております。

第 9 章　提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いします。予算規模や研究開発期間等については、「4.2 研究開発期間」「4.3 研究開発費（直接経費）」をご参照ください。

※表紙および様式１（一次選考用）について、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※専門用語の多用を避け、一般的にわかりやすい表現にする等、評価者にとり読みやすいものとなるようご配慮ください。

※文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

※指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。

社会技術研究開発事業
研究開発プロジェクト提案書【表紙】

プログラム名	**科学技術イノベーション政策のための科学** **（通常枠　／　共進化枠）** ２つの枠のうちどちらかを残し、もう一方は削除してください。			
プロジェクト名	副題はつけないでください。			
研究開発期間	年　月　日 ～　　年　月　日（　年　ヶ月）　※最大 3 年 6 ヶ月			
総研究開発費 （直接経費）	百万円　※小数点以下第 1 位まで（最大 35 百万円）			
研究代表者 氏名	（フリガナ）		生年月日 （西暦）	19　年　月　日（　歳） （2022 年 4 月 1 日現在）
	（漢字等）			
所属研究機関				
住所	〒			
電話番号				
E-mail		ＦＡＸ		
部局				
職名				
研究者番号				
連絡先	（　所属機関　・　その他　）　通常連絡を受ける場所を○で囲んでください。			
連絡先 住所	上記で（その他）に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください。 〒			
電話番号				
E-mail		ＦＡＸ		
緊急連絡先 （携帯電話等）				
備考				

【様式１】研究開発プロジェクト概要（一次選考用）

※ 様式１全体で**【Ａ４用紙３ページ以内】**で、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。3 ページに収まる範囲であれば、図や表を用いても構いません。

※ 本様式のページ設定（フォントサイズ、余白、スタイル設定等）は変更しないでください。

※ 一次提案においては、構想段階の内容でも構いません。目指すものや構想の全体像を、分かりやすく記載してください。二次提案においては、より具体的な研究開発の実施構想等をご提出いただきます。

プロジェクト名	
フリガナ 研究代表者氏名	
該当する テーマ （該当以外削除）	【通常枠】 （１）政策形成過程における研究開発成果の伝達と受容に関する研究開発 （２）戦略的なダウンサイジングに向けた課題の抽出と対応策に関する研究開発 （３）既存技術の社会化・制度化の促進と受容に関する研究開発 （４）研究開発プログラムの設計・マネジメント・評価に関する研究開発 （５）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する社会管理のあり方に関する研究開発 （６）危機管理下におけるリスクの最小化と経済的損失の最小化に関する統合的評価手法の開発 （７）行政機関等におけるデータの効果的なアーカイブ化と利活用に関する研究開発 （８）その他（上記７つに該当しない） 【共進化枠】 （１）研究指導の質をめぐる評価手法の開発と実行可能性の検討に関する研究開発 （２）中堅大学における研究力強化に関する国内外の取組に関する成功要因の分析 （３）エビデンスに基づくスポーツ政策の推進に関する研究開発 ※「2.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ」（19～32 ページ）に記載されている 10 のテーマのうち、該当するテーマだけを残して、他は削除してください。（複数可）（該当しない場合、「その他」を残してください）
キーワード	※研究開発内容を端的に表すキーワードを、３～５つ以内で自由に記載してください

１．対象とする政策や政策形成プロセスおよびその課題は何か

※1 研究開発プロジェクトが対象とする具体的な政策や制度、社会の仕組み、政策形成プロセス等とその問題点について、現状や背景等も踏まえ、簡潔に記載してください。

※2 記載に当たっては、特にどのような社会変化に起因する課題であるのか、わかるように説明してください。

2.「科学技術イノベーション政策のための科学」としてのリサーチ・クエスチョン

※1 「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点から、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンを具体的かつ明確に、またその新規性および妥当性がわかるように記載してください。

※2 募集要項「2.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ」（19～32 ページ）との関係性について、簡潔に説明してください。

3．創出しようとする成果は、将来的に「誰に、何を」与えることを目指すのか

※1 提案する研究開発プロジェクトを通じて、①「どのような成果」を創出し、② 将来的に「誰（どのような組織や人の行動や判断）」に対して、③「何（どのような影響を与えようとするのか、あるいは寄与しようとするのか）」を与えるのか、すなわちプロジェクトの成果が具体的にどのような政策を対象として、どのようなアプローチと手段をもって改善に寄与しようとするのかについて、その構想を説明してください。

※2 創出される成果が、上記「１．対象とする政策や政策形成プロセスおよびその課題は何か」に関するステークホルダー（政策担当者等）のどのようなニーズに応えるものであるのかを具体的に説明してください。

4．研究開発の実施内容とプロセス

※ どのような方法やアプローチのもとで、いかなる研究開発を実施するのか、そのプロセスとともに可能な限り具体的に記載してください。提案時点で了承等が得られていない場合はその見通しで構いません。

5．研究開発実施体制

※1 本提案の推進にあたり、どのような研究開発実施体制で取り組むのか（提案する研究開発プロジェクト以外との連携も含め）、可能な限り具体的に記載してください。

※2 研究開発実施者または研究協力者に、上記「１．対象とする政策や政策形成プロセスおよびその課題は何か」に関するステークホルダー（政策担当者等）を含む場合には、プロジェクトにおける当該メンバーの位置づけと役割を記載するとともに、協働や連携の意義について説明してください。

※3 研究と政策とを架橋する役割を担う中間人材が研究開発実施体制における主要なメンバーとして位置づけられている提案について積極的な評価を行う方針といたします。

6．アピールポイント

※「科学技術イノベーション政策のための科学」としての新規性、独創性、国際的優位性、コミュニティの拡大効果など、特筆す

べき点があれば記載してください。

7. 行政との連携（共進化枠のみ）

※文部科学省における政策課題に関する所管課および課室との密接な連携に関する構想や、行政側に求めたい協力内容といった要望提案などを具体的に説明していください。

第 10 章　参考資料

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業（SciREX 事業）
基本方針

令和 3 年 8 月 30 日
科学技術・学術政策局長決定

１　事業の背景及び経緯

複雑かつ多様な課題が顕在化し、また、潜在的な課題も想定される現代社会において、そのような課題の解決のための科学技術・イノベーションへの期待が高まっている。また、限られた資源の下で効率的に科学技術・イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、その課題と、そして科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析するとともに、客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的な政策形成が求められる。こうした中、米国の SciSIP プログラム等の諸外国における取組の進展を背景に、科学技術振興機構研究開発戦略センター（以下「CRDS」という。）によって戦略プロポーザル『エビデンスに基づく政策形成のための「科学技術イノベーション政策の科学」の構築』がとりまとめられ、第４期科学技術基本計画において、「科学技術イノベーション政策のための科学」の推進が明記されたことを受け、平成 23 年度に SciREX 事業が開始された。

その後、平成 27 年度に初めて実施された中間評価や、平成 28 年１月に閣議決定された第５期科学技術基本計画の記載を踏まえ、第２期（平成 28～令和２年度）の SciREX 事業では、基本計画に定める科学技術・イノベーション政策の実効性の確保及び次期基本計画の検討に具体的に貢献することを基本的な目標として５年間の取組を進めた。

令和３年３月には、第６期科学技術・イノベーション基本計画（以下「第６期基本計画」という。）が閣議決定された。第６期基本計画では、「科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底し、2023 年度までに全ての関係府省においてエビデンスに基づく政策立案等を行う。」として、具体的に年限を設定して科学技術・イノベーション政策における EBPM を強力に推し進めることとしており、政府全体においても、これまで SciREX 事業が目指してきた、エビデンスに基づく合理的な政策形成を重視する機運が高まっている。第６期基本計画では、具体的に「関係省庁の政策課題を踏まえ、人文・社会科学分野の研究者と行政官が政策研究・分析を協働して行う取組を 2021 年度から更に強化する。」として、SciREX 事業の研究プロジェクトを踏まえた記載もなされており、本事業が文部科学省をはじめとする関係省庁における科学技術・

イノベーション行政における EBPM を引き続き先導することが期待されている。

また、令和２年末から令和３年６月にかけて実施された第２期の SciREX 事業中間評価では、事業推進に当たっての課題とあわせて、最大 15 年とされている基盤的研究・人材育成拠点への支援終了後を見据えた今後の取組に関する示唆も示された。

こうした状況を踏まえ、令和７年度までの期間の事業の推進方策等の基本的な方針を定めるものとして本基本方針を策定する。なお、これまでの「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業（SciREX 事業）基本方針」（平成 28 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 28 日最終改定）及び「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 重点課題について 2021」（令和３年４月 28 日）は、廃止する。

２　事業の目的及び目標

本事業は、科学としての「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化を車の両輪として推進し、共進化を図ることにより、客観的根拠に基づく政策形成を実現するとともに、限られた資源の下で効果的・効率的に科学技術・イノベーション政策が展開し、第６期基本計画が目指 Society 5.0 の実現に寄与するとともに、次期科学技術・イノベーション基本計画の検討に具体的に貢献することを目的とする。特に、「政策形成プロセス」の進化のためには、研究者と行政官が一体となって主体的に政策形成に取り組む文化の醸成が必要であり、特に行政官をはじめとする政策担当者の意識の改革が不可欠である。

この目的を達成するため、本事業は、第６期基本計画に定める科学技術・イノベーション政策の実効性の確保及び次期基本計画の検討に具体的に貢献することを基本的な目標とし、以下の４点を具体的な目標とする。

① 科学技術・イノベーション政策における「政策のための科学」に関わる研究者や 行政官をはじめとする現実の政策形成ができる人材及びこれらをつなぐことので きる人材の創出と、これらの人材の活躍【人材育成】

② 「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的領域の発展・ 深化と、それを支えるデータや研究成果、知見の蓄積【研究・基盤】

③ 行政官をはじめとする政策担当者と研究者が一体となって研究や政策形成を実施 【共進化】

④ 研究者、行政官をはじめとする政策担当者、これらをつなぐ者による持続的なネ ットワークの構築とコミュニティの拡大【ネットワーキング】

なお、近年、ビッグデータや AI の利活用が進み、エビデンスや「政策のための科学」の在り方、

政策形成の手法そのものも変化しつつあることに鑑み、こうした変化に対応するとともに、データの扱いや解釈などに十分留意しながら取組を推進する。

3　SciREX 事業におけるプログラムの構成

本事業は、第１期及び第２期から引き続き、次の３つのプログラムから構成する。

①基盤的研究・人材育成拠点（実施主体：各拠点大学及び政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策研究センター（SciREX センター））

②公募型研究開発（実施主体：科学技術振興機構社会技術研究開発センター（以下「RISTEX」という。））

③データ・情報基盤（実施主体：科学技術・学術政策研究所（以下「NISTEP」という。））

また、「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と「政策形成プロセス」の進化を一層加速していくため、各プログラムにおいて研究者と行政官の共進化を推進する研究プロジェクトを実施する。

（１）基盤的研究・人材育成拠点

基盤的研究・人材育成拠点（「総合拠点」（政策研究大学院大学）及び「領域開拓拠点」（東京大学、一橋大学、大阪大学/京都大学、九州大学））では、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関わる人材を育成し、関係する基盤的研究を推進するとともに、それぞれの拠点における研究プロジェクトを主体的に実施し、その成果の普及・展開にも取り組む。

また、SciREX センターを中心に、各拠点大学との連携の下で、これまで実施してきた研究プロジェクトの知見も生かしながら、引き続き、SciREX 事業のネットワークの形成や研究成果の政策形成への具体的な貢献の促進、サマーキャンプや行政官研修などの人材育成の取組、コアコンテンツの作成といった学際的領域の深化に向けた取組を進める。

さらに、基盤的研究・人材育成拠点については、最長 15 年の支援ということを踏まえ、補助事業終了後の自立化を見据えた取組を推進する。

a) 総合拠点：教育プログラムを実施するとともに基盤的研究及び研究プロジェクトを実施。また、基盤的研究・人材育成拠点整備事業の主導及び、領域開拓拠点を牽引しつつ、取りまとめ機関として総合調整。

b) 領域開拓拠点：各大学の特性を活かして、教育プログラムを実施するとともに基盤的研究及び研究プロジェクトを実施。

（２）公募型研究開発

RISTEX を事業主体とし、客観的根拠に基づく科学技術・イノベーション政策の形成に寄与するため、政策ニーズを踏まえつつ、政策の形成や改善に将来的につながり得る成果の創出を目指した研究開発を公募により推進する。このことにより、新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に貢献することを目標とする。

従来からの研究者の自由な発想に基づく研究開発のアプローチのみならず、国を中心とする行政のニーズに基づいた政策課題の解決に向けた研究開発についても推進する。また、共進化を一層推進するべく、SciREX 事業における他の研究プロジェクトとの連携にも積極的に取り組む。

（３）データ・情報基盤

NISTEP を中心に、文部科学省をはじめとする政府の政策形成や、本事業を中心とした調査分析や研究に活用されるよう、一次データ（特許、論文、人材、予算等）のほか、それを分析した結果の論文、提言等を含むデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、データ・情報基盤を構築する。また、「政策のための科学」と「政策形成プロセス」の共進化の基盤として、情報へのアクセスが容易となるようなデータベース等の構築を目指し、関係機関への積極的な情報提供等に努める。

４　事業全体の運営方針

（１）事業の実施体制

SciREX 事業に関わる実施主体及びそれぞれの役割は以下のとおりである。高い事業目標を達成するためには、取組に応じた主体間の連携が不可欠であり、第２期に引き続き研究開発、人材育成等のそれぞれの取組において各拠点・関係機関の連携を進める。その際、連携が実効性のあるものとなるよう、それぞれの役割を明確化して応分のコミットメントを求めつつ、成果を意識した取組を進めることが重要である。

①　文部科学省

事業担当部局として、事業全体の設計・執行を担う。事業が適切に遂行されるよう、基本的な事業方針等を定め、運営委員会への基本方針の提示等を行う。また、事業推進担当部署である政策科学推進室は事業が適切に推進されるよう、省内や関係機関との各種調整を行う。具体的には、文部科学省内外の政策担当部署と連携した政策課題の抽出、本事業で得られた研究成果等の整理、

担当部署に対する成果利用の働きかけなどを行い、政策研究と政策プロセスをつなぐための役割を担う。また、基盤的研究・人材育成拠点への支援の終了を見据え、各拠点大学の自立に向けた取組を支援する。

② 各拠点大学

「総合拠点」（政策研究大学院大学）及び「領域開拓拠点」（東京大学、一橋大学、大阪大学/京都大学、九州大学）として、基盤的研究・人材育成拠点プログラムに取り組む。科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関わる人材育成、関係する基盤的研究の推進に取り組むとともに、それぞれの拠点における研究プロジェクトを主体的に実施する。また、その成果の普及・展開、特に政策プロセスへの貢献に積極的に取り組む。

③ SciREX センター

SciREX センターは、基盤的研究・人材育成拠点が行う研究活動の総体である中核的拠点機能の中心的役割を担う機関として、事業のネットワーク形成や研究活動を進める。具体的には、これまで実施してきた研究プロジェクトの知見も生かし、研究実績や人材育成等の事業全体の成果取りまとめと発信、SciREX 事業の関係者が議論する場や研究者と行政官が定期的に意見交換する場の設定、行政経験のある者からなる政策リエゾンネットワークの活用・拡充等を進める。また、研究者と行政官の共進化については、補助事業終了後も見据え、これまで蓄積した知見の構造化・体系化を進め、文部科学省や NISTEP 等においても活用できるようにすることを目指す。取組を進めるに当たっては、政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策プログラム（GiST）との連携に留意し、効率的な事業の実施に努める。

④ RISTEX

RISTEX は、公募型研究開発を継続的に実施し、幅広い研究人材の育成とネットワークの拡大、科学技術・イノベーション政策の基盤となるような研究開発を推進する。また、政策ニーズに応じた研究開発を行うため、文部科学省や SciREX センター、NISTEP などとの連携の強化に努める。

⑤ NISTEP

NISTEP は、データ・情報基盤を担う中核機関として、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」における基盤となるデータの蓄積やデータベースの構築を自身の調査分析

と一体となって行う。また、政策立案プロセスへの貢献という観点を意識して文部科学省や大学等との連携を進める。

⑥　CRDS

CRDS は内外の動向調査を行うことなどにより、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の俯瞰に取り組む。これらと併せ、必要に応じ、自らが行っている各種活動の情報について、後述するアドバイザリー委員会や運営委員会における情報提供を行う。

（２）事業のガバナンス体制

事業全体の執行を担う文部科学省の下、事業の全体のガバナンスのため、以下の機関を置く。

①　科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会

SciREX 事業の実施に当たり、事業の方向性の検討等を行うため、文部科学省の下に「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』アドバイザリー委員会」（以下「アドバイザリー委員会」という。）を設置する。

文部科学省は、本事業の執行に当たりアドバイザリー委員会の意見を尊重し、また、政策形成プロセスの進化に役立てていかなければならない。あわせて、事業を実施する各拠点や関係機関等においても、アドバイザリー委員会の意見を踏まえて、それぞれの取組を推進すべきである。特に、研究プロジェクトの推進に当たっては、アドバイザリー委員会の委員の専門的な知見も活用して適切な実施に努める。

②　科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業運営委員会

文部科学省及び SciREX 事業を実施する各拠点・関係機関の実務責任者からなる科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の実施内容の検討・調整等を行う。運営委員会の事務局については、文部科学省と SciREX センターが共同で行う。

運営委員会では、科学技術・イノベーション政策を通じて Society 5.0 を実現するという長期的視点の下、本基本方針の掲げる目標の達成や補助事業終了後の自立化に向けて、各拠点・関係機関の取組や役割分担の検討・調整を行う。また、SciREX 事業全体についての情報共有等を行う。

アドバイザリー委員会とは、双方の委員会で行われる議論について情報共有を図り、事業全体

の方向性と個別の課題の進捗状況に齟齬がないよう適切に連携を図る。

5　事業の計画的な実施

（１）適切な計画の策定とその着実な実施

事業を計画的に実施するため、各拠点大学、SciREX センター、RISTEX、NISTEP の各関係機関は、令和７年度までの中期計画を策定して取組を進める。中期計画の策定に当たっては、中間評価結果を踏まえた内容になっているか文部科学省と事前に調整を行うとともに、運営委員会において各機関の計画案について議論を行う。また、策定した中期計画については、運営委員会において毎年定期的にフォローアップを行う事でその実効性を担保する。

（２）補助事業終了後に向けた取組

基盤的研究・人材育成拠点については、その支援が最長 15 年とされていることから、自立化に向けた取組を加速する。（１）の中期計画の策定に当たっては、この点を強く意識するとともに、文部科学省における各拠点大学の支援についても、補助事業終了後の自立化が見込める拠点に支援を重点化するなど、各拠点における取組を十分に踏まえることとする。

これまでに SciREX 事業に関係してきた各拠点大学の研究者等、卒業生・修了生、各関係機関の担当者、文部科学省を始めとする行政官のネットワークについては、各拠点大学等においては個別のネットワーク活動を行ってはいるものの、未だにそのネットワークが十分に機能しているとは言えない。文部科学省及び SciREX センターを中心にして、補助事業終了後もネットワークが機能するような方策について検討し、必要な対応を行う。

6　事業の評価

本事業では、平成 23 年度から 27 年度の５年間については、平成 27 年度に、平成 28 年度から令和２年度については、令和２年度から３年度にかけて、事業の進捗確認及び今後の一層の推進に向けての内容の改善を目的とした中間評価を実施した。令和３年度以降の事業については、基盤的研究・人材育成拠点の支援が最長 15 年とされていることから、本基本方針や各計画等の達成状況や実際に生み出された成果の内容等も踏まえて適切な時期に外部委員による評価を実施する。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ウェブページ

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）　企画運営室

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3　サイエンスプラザ

E-mail：boshu-stipolicy@jst.go.jp　（プログラム個別の事項）

boshu@jst.go.jp　（プログラム横断的な事項）

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク　　0570-057-060 (ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く